

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン第3版」新旧対照表

下線部は改訂箇所

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>廃棄物情報の提供に関するガイドライン 第3版 環境省 環境再生・資源循環局 令和7年12月</p> <p>本ガイドラインの狙いと廃棄物データシート（WDS）の活用について ①本ガイドラインの狙い／WDSの目的 排出事業者は、<u>産業廃棄物の処理の委託に際して、委託する産業廃棄物の適正な処理のために、廃棄物の性状や取り扱う際の注意事項等の情報を処理業者へ提供しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。</u> <u>情報提供は排出事業者の義務であり、排出事業者から処理業者に必要にして十分な情報伝達が行われない場合には、処理業者において安全性の確保や無害化、法令遵守が困難となるほか、委託基準違反となる可能性があります。</u> <u>過去には情報提供が不十分であったことから水道水質の汚濁が発生しており、場合によっては生活環境保全上の支障を招く恐れもあります。</u> WDSは、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとして作成したもので、必要な情報が処理業者に伝達されることが重要であるため、記載にあたっては、<u>形式的な書類手続きとならないよう、排出事業者と処理業者双方でよくコミュニケーションを取り、両者で記載内容を確認の上、作成をお願いします。</u> ②双方向コミュニケーションの意義 排出事業者から処理業者に多量の情報を一方的に提供しても、逆に処理業者から排出事業者に含有する可能性がある物質も含めたすべての情報の提供を求めて、情報量が膨大なものとなり、さらに情報提供がお互いに負担となるた</p>	<p>廃棄物情報の提供に関するガイドライン 第2版 環境省 環境再生・資源循環局 平成25年6月</p> <p>本ガイドラインの狙いと廃棄物データシート（WDS）の活用について ①本ガイドラインの狙い／WDSの目的 排出事業者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために、性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を処理業者へ提供しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。情報提供が十分に行われない場合には、適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性の確保、法令遵守が困難となる可能性があり、さらには水道水質の汚濁など生活環境保全上の支障を招く恐れもあります。</p> <p>WDSは、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとして作成したもので、形式的な書類手続きではなく、必要な情報が処理業者と共有されることが重要であるため、記載にあたっては、排出事業者と処理業者双方でよくコミュニケーションを取り、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>め、処理が安全かつ適正に実施されるとは限りません。</p> <p>排出事業者は委託する廃棄物に含有されている主な物質等や当該廃棄物の発生工程等を処理業者に伝え、処理業者は適正に処理するために不足と思われる情報を排出事業者に問い合わせる等、排出事業者と処理業者間で相互にコミュニケーションをとりながら情報の精度を高め、情報共有することが効果的・効率的です（次図は一例）。</p> <div data-bbox="323 462 893 695" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["・WDS の作成"] --> B["排出方法・分別相談 電話・メール等による相談"] B --> C["定期訪問"] C --> D["・委託契約書締結（WDS添付）"] B <--> E["排出事業者"] B <--> F["処理業者"] </pre> </div> <p>・廃棄物の排出と分別方法は、廃棄物の性状等、処理業者が行う処理技術及び方法等を考慮して決めるのが合理的です。このため普段から必要に応じて情報提供や意見交換等のコミュニケーションを取ってください。 → 2.3 産業廃棄物の排出方法（p13）</p> <p>・処理業者における廃棄物受入の判断や処理方法選定、費用見積には、排出事業者からの廃棄物の性状等に関する詳細な情報が必要です。このため、排出事業者は、発生工程・使用薬品・有害物質等を確認しながら、廃棄物の発生現場からサンプルを直接採取する等により、含有されている主な物質等を把握することが望されます。 → 2.6 情報提供／情報共有の時期（p23）</p> <p>・委託契約を交わす際には、最終確認後の WDS を改めて添付してください。 → 2.6 情報提供／情報共有の時期（p23）</p> <p>◎ WDS の活用機会</p> <p>情報提供／共有した WDS は、<u>組成・成分情報等</u>が変わらなければ、廃棄物の委託の都度提供する必要はありません。記載上の軽微な修正があれば修正履歴に</p>	<p>（表追加）</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）						
<p>修正箇所が分かるように記載してください。</p> <p>製造工程等の変更に伴い廃棄物の組成・成分情報等に変更がある場合は、処理業者と協議し、WDS を新たに発行してください。</p> <p>WDS を活用する必要性が特に高いのは、外観から含有物質や有害特性が判りにくい汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ、あるいは付着・混入等により有害物質等を含む等、環境保全上の支障が生ずる可能性がある廃棄物です。</p>	<p>が分かるように記載してください。</p> <p>製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、処理業者と協議し、WDS を新たに発行してください。</p> <p>WDS を活用する必要性が特に高いのは、外観から含有物質や有害特性が判りにくい汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ、あるいは付着・混入等により有害物質等を含むなど環境保全上の支障が生ずる可能性がある廃棄物です。一方性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない市販製品が廃棄物となった場合等についての情報提供に関しては、廃棄物の性状等に応じて下記の他の方法を組み合わせて必要な情報を提供できる場合もあります。</p>						
<p>◎その他の提供情報</p> <p>WDS を補完する提供情報として、SDS、サンプル、分析表、写真等があり、<u>排出事業者と処理業者が協議の上、必要に応じこれらを併用しながら、適正処理に必要な情報を処理業者に伝える必要があります。</u> → 2.5 情報提供／情報共有の方法 (p21)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>◎その他の提供情報</p> <p>WDS を補完する提供情報として、MSDS、サンプル、写真、分析表等があり、<u>これらの特徴を以下に記します。</u></p>						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>MSDS</u></td><td>MSDS は、混合物ではなく単品の薬品等が古くなり廃棄する場合等に有効です。また混合物の場合に、MSDS に CAS No. の記載があれば、物質の特定に有効なので WDS に転記してください。混合物の場合に、それらの物質毎の MSDS の全てを複写して処理業者に提供する運用も見られますが、紙枚数が多くなり過ぎて必要な情報の共有が困難になる可能性があるため、WDS を活用してください。</td></tr> <tr> <td><u>サンプル</u></td><td>サンプルは、実際の廃棄物受入前に反応テスト等で処理方法を選択・検証できるため受入の最終判断材料として重要な情報提供方法です。ただし、処理の計画を立てる上では、廃棄物が何であり何を含むか等の成分情報が基本的な判断材料であり、サンプルは WDS の次の段階で必要なものの位置づけです。また、サンプルが委託する廃棄物の性状や成分を代表していることが重要であり、例えば沈殿分離している廃棄物の一部分を抽出したサンプルでは処理方法等を適切に評価できない場合があるので注意が必要です。</td></tr> <tr> <td><u>写真</u></td><td>写真是、廃棄物の荷姿を視覚的に伝えたり、容器のラベルに記</td></tr> </tbody> </table>	<u>MSDS</u>	MSDS は、混合物ではなく単品の薬品等が古くなり廃棄する場合等に有効です。また混合物の場合に、MSDS に CAS No. の記載があれば、物質の特定に有効なので WDS に転記してください。混合物の場合に、それらの物質毎の MSDS の全てを複写して処理業者に提供する運用も見られますが、紙枚数が多くなり過ぎて必要な情報の共有が困難になる可能性があるため、WDS を活用してください。	<u>サンプル</u>	サンプルは、実際の廃棄物受入前に反応テスト等で処理方法を選択・検証できるため受入の最終判断材料として重要な情報提供方法です。ただし、処理の計画を立てる上では、廃棄物が何であり何を含むか等の成分情報が基本的な判断材料であり、サンプルは WDS の次の段階で必要なものの位置づけです。また、サンプルが委託する廃棄物の性状や成分を代表していることが重要であり、例えば沈殿分離している廃棄物の一部分を抽出したサンプルでは処理方法等を適切に評価できない場合があるので注意が必要です。	<u>写真</u>	写真是、廃棄物の荷姿を視覚的に伝えたり、容器のラベルに記
<u>MSDS</u>	MSDS は、混合物ではなく単品の薬品等が古くなり廃棄する場合等に有効です。また混合物の場合に、MSDS に CAS No. の記載があれば、物質の特定に有効なので WDS に転記してください。混合物の場合に、それらの物質毎の MSDS の全てを複写して処理業者に提供する運用も見られますが、紙枚数が多くなり過ぎて必要な情報の共有が困難になる可能性があるため、WDS を活用してください。						
<u>サンプル</u>	サンプルは、実際の廃棄物受入前に反応テスト等で処理方法を選択・検証できるため受入の最終判断材料として重要な情報提供方法です。ただし、処理の計画を立てる上では、廃棄物が何であり何を含むか等の成分情報が基本的な判断材料であり、サンプルは WDS の次の段階で必要なものの位置づけです。また、サンプルが委託する廃棄物の性状や成分を代表していることが重要であり、例えば沈殿分離している廃棄物の一部分を抽出したサンプルでは処理方法等を適切に評価できない場合があるので注意が必要です。						
<u>写真</u>	写真是、廃棄物の荷姿を視覚的に伝えたり、容器のラベルに記						

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
	<p>載された情報を伝えられることもあり、WDS を補完する情報提供方法として有効です。</p> <p><u>分析表</u></p> <p>分析表は、廃棄物の組成・成分、有害物質の含有、廃棄物の物理的性状・化学的性状等を判断するために有効な情報提供方法の一つです。ただし、サンプルと同様、現に委託する廃棄物について分析された結果であることが重要で、時間が経過し組成が変動している場合は不適切であること、そして分析結果を踏まえて、処理業者において取り扱う際に必要と考えられる注意事項等について情報共有することがなにより重要であることから、あくまでも WDS を補完する位置付けであることに注意が必要です。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、本ガイドラインは令和7年12月に改訂した第3版であり、その普及状況及び運用状況を一定期間経過後に点検し、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>(略)</p> <p>なお、本ガイドラインは平成25年3月に改訂した第2版であり、その普及状況及び運用状況を一定期間経過後に点検し、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>
<p>【解説】</p> <p>産業廃棄物の適正な処理のために、廃棄物の性状等の情報を処理業者へ提供しなければならないことが法の委託基準（法第12条第6項、令第6条の2、規則第8条の4の2）で定められている。しかし、廃棄物処理過程において、廃棄物の性状や取り扱う際の注意事項等の情報が排出事業者から処理業者に十分に伝達されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等が発生しており、廃棄物情報の適切な伝達が求められている。</p> <p>1) ガイドライン第1版発刊の経緯</p> <p>平成17年7月に環境省が取りまとめた「製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書」において、廃棄物の有害特性等、処理業者における廃棄物の適正処理の促進に必要な情報を明確にし、廃棄</p>	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>者における廃棄物の適正処理の促進に必要な情報を明確にし、廃棄物情報の提供に関するガイドラインを作成することが適當とされ、ガイドライン第1版が平成18年3月に発刊された。</p>	<p>物情報の伝達に関するガイドラインを作成することが適當とされ、ガイドライン第1版が平成18年3月に発刊された。</p>
<p>2) ガイドライン第2版への改訂の経緯</p> <p>平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。これは、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者で十分に処理されず公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものとされており、このような事案の再発を防止するため、平成24年6月に設置された「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」の中間取りまとめ（平成24年8月）を踏まえ、実態調査等から産業廃棄物処理委託の際に排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることの重要性が改めて明らかとなったことから、本ガイドラインが情報共有のためのツールとなるよう大幅な改訂を行い、ガイドライン第2版が平成25年6月に発刊された。また、第1版発刊以降に行われた法改正やバーゼル条約における有害特性の反映等を行った。</p>	<p>その後、平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。この事案は、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者での処理により十分に処理されず公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものと強く推定されており、排出事業者から処理業者への産業廃棄物処理委託契約における情報伝達が十分でなかったことが原因として挙げられている。このような事案の再発を防止するため、環境省において平成24年6月に「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」が設置され、同年8月に、今後の基本的対応について中間取りまとめが行われ、すぐに実行すべき事項と必要な調査を行って今後検討すべき事項が、それぞれ整理された。</p> <p>中間取りまとめにおいて今後検討すべき事項として挙げられたWDSガイドラインの見直し等の検討（産業廃棄物処理委託に係る情報提供のあり方（WDSガイドライン等）検討）に当たっては、本ガイドラインがより実態に即したものとなるよう、実態調査等を実施した。調査結果からは、産業廃棄物の適正処理を推進する上で、産業廃棄物処理委託の際に排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることの重要性が改めて明らかとなり、本ガイドラインが情報共有のためのツールとなるよう大幅な改訂を行った。</p> <p>また、第1版を発刊してから約6年を経過し、この間に行われた法改正やバーゼル条約における有害特性の反映などを行った。</p> <p>さらに、WDS（データシート）様式について、より記入しやすく改善するとともに、特に浄水場においてホルムアルデヒドを生成させるおそれのある化学物質を明確に記述できるよう改善した。</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>3) ガイドライン第3版への改訂の経緯</p> <p>平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会 意見具申）」において、廃棄物処理の委託時における情報伝達の一層の推進が課題として挙げられ、廃棄物の処理過程における安全性及び適正処理の確保の観点から、危険・有害物質を規制する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物に対するより具体的な情報提供の義務付けが、見直しの方向性として示された。同年10月に設置された「廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方に係る検討会」のとりまとめを踏まえ、環境省において令和7年4月に省令を改正し、委託契約に含まれるべき事項に第一種指定化学物質の名称等を追加※するとともに、第2版発刊以降の新たな施策動向・知見の反映・周知を図り、WDSの認知・活用促進に向けた利便性を向上させることを目的として、主に以下の3点に係る改訂を行った。</p> <p>①新たな制度的措置を踏まえた伝達されるべき情報に係る説明の追加・更新 ②新たな制度的措置等を踏まえたWDS様式の見直し ③事故事例等に関する新たな知見の反映</p> <p>※改正規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項にへを追加）</p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含</p>	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p><u>有マークの表示に関する事項（詳細略）</u></p> <p>ホ <u>委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨</u></p> <p>ヘ <u>委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u></p> <p>ト <u>その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項</u></p> <p>また、事故やトラブルの他、ヒヤリハットなど情報伝達の不足が原因により発生したと考えられる事例の環境省への情報提供について、可能な範囲で御協力いただきたい。当該収集事例を分析した上で、未然防止対策等を周知するとともに、必要に応じて本ガイドラインを見直すこととする。なお、原因物質が参考資料3又は4に記載されているものと類似の事例については提供不要であり、同資料に記載されていない新たな事例について、可能な範囲で御提供をお願いしたい。（参考資料8「事故等事例の提供先等」参照）これにより御提供いただいたデータは、前述の用途のみに用いることとし、事故事例等に対し行政指導や不利益処分等を行う目的で収集するものではない。</p>	
<p>1.2 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>4) <u>WDS</u> Waste Data Sheet（廃棄物データシート）の略。有害物質情報の提供に際しては、SDS（Safety Data Sheet）が広く用いられているが、本ガイドラ</p>	<p>1.2 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>4) <u>法令等</u> 法、令、規則、命令等をいう。</p> <p>5) <u>産業廃棄物、一般廃棄物</u></p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>インにおいては、廃棄物処理業者に提供すべき廃棄物特有の情報としてWDSを定義づけている。</p>	<p>「産業廃棄物」は、事業者が排出する廃棄物のうち、事業活動に伴って排出される法第2条第4項及び令第2条に示される燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及びこれらを処分するために処理したものとし、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」としている。</p>
<p>5) SDS</p> <p>Safety Data Sheet（安全データシート）の略。化学品の安全な取扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書。事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達する。</p>	<p>6) PRTR制度</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。</p>
<p>7) 第一種指定化学物質</p> <p>人の健康を損なうおそれ、動植物の生息・生育に支障を生ずるおそれ、オゾン層を破壊し太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある等の有害性があり、相当広範な地域の環境で継続して存在する物質。515物質が指定されている。</p>	<p>7) 産業廃棄物の処理</p> <p>産業廃棄物の処理は、収集運搬と処分に大別される。また、処分には、中和処理や焼却処理等の中間処理と埋立等の最終処分がある。</p> <p>8) 排出事業者</p> <p>産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する事業者をいう。</p> <p>9) WDS</p> <p>Waste Data Sheet（廃棄物データシート）の略。有害物質情報の提供に際しては、MSDS（Material Safety Data Sheet）が広く用いられているが、本ガイドラインにおいては、廃棄物処理業者に提供すべき廃棄物特有の情報としてWDSを定義づけている。</p>
<p>【解説】</p> <p>WDSとはWaste Data Sheetの略で、規則第8条の4の2第6号に掲げる事項について、排出事業者が処理業者に提供する情報の様式を示したものである。</p>	<p>【解説】</p> <p>排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処理を処理業者に委託する場合には、法に定める委託基準に従って委託しなければなら</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>(略)</p> <p>ただし、「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務づけられており、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象となり得るので注意が必要である（3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はその両方：法第26条第1号）。</p>	<p>ない（法第12条第4項、第12条の2第4項）。委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第8条の4の2第6号）を委託契約の中で処理業者に提供することとされており、本ガイドラインは規則第8条の4の2第6号に掲げる事項について、排出事業者が参考にできるよう、WDSとして具体的に示している。</p> <p><u>規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）</u></p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（詳細略） ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨 ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 <p>（略）</p> <p>ただし、「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務づけられており、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象となり得るので注意が必要である（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金：法第26条第1号）。</p>
<p>1.3 ガイドラインの適用範囲</p> <p>【解説】</p> <p>1) 対象者について</p> <p>本ガイドラインは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に提供すべき必要情報について整理しており、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者全てが対象となる。特に、爆発性、引火性、禁水性、毒性ガス発生等の処理過程で注意を要する廃棄物を排出する排出事業者は留意が必要である。なお、</p>	<p>1.3 ガイドラインの適用範囲</p> <p>【解説】</p> <p>1) 対象者について</p> <p>本ガイドラインは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に提供すべき必要情報について整理しており、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者全てが対象となる。特に、毒性ガス発生、禁水性等処理過程で注意を要する性状を有する廃棄物を排出する排出事業者は留意が必要である。なお、中間処理業</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>中間処理業者は、排出事業者とは性格が異なるが、<u>中間処理後の産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する際には、同様に廃棄物情報の提供が求められる。</u></p> <p>一方、処理業者は、排出事業者から提供された情報に基づき、受入の可否を判断するとともに、<u>排出事業者から提供された情報と廃棄物の組成・成分情報等</u>が一致していることを受入前に確認し、一致していない場合は、排出事業者にその理由を確認する等、<u>正確な情報を得るよう努める</u>必要がある。</p> <p>（略）</p>	<p>者は、排出事業者とは性格が異なるが、<u>最終処分に際し廃棄物の処分を委託する際には、同様に廃棄物情報の提供が求められる。</u></p> <p>一方、処理業者は、排出事業者から提供された情報に基づき、受入の可否を判断するとともに、情報と廃棄物が一致していることを受入前に確認し、一致していない場合は、排出事業者にその理由を確認する等<u>適切な情報を得る</u>必要がある。</p> <p>（略）</p>
<p>2) 対象廃棄物について</p> <p>本ガイドラインは、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物を対象とする。</p> <p><u>「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務づけられており、令和7年4月に新たに規則第8条の4の2第6号に追加された対象物質を含め、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反となるため十分に注意が必要である。</u></p> <p><u>そのほか、外観から含有物質や有害特性が判りにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4品目は主な適用対象と想定される。</u></p> <p>これらは、産業廃棄物処理業者へのアンケートの結果 ((公社)全国産業廃棄物連合会 (現(公社)全国産業資源循環連合会) (平成17年3月))、情報が必要な廃棄物の種類として、汚泥が最も多かったほか、廃油、廃酸、廃アルカリが上位にあげられていること、またこれらの廃棄物は、「情報が一致しないことが多い廃棄物」、「事故・災害の原因となった廃棄物」のアンケートでも上位を占めたことを踏まえたものである。</p> <p><u>また、燃えがらやばいじんのほか、付着・混入等により有害物質等を含有する等、環境保全上の支障が生ずる可能性があると考えられる場合も、本ガイドラインを適用してWDS等により情報提供することが重要である。</u></p>	<p>2) 対象廃棄物について</p> <p>本ガイドラインは、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物<u>全般</u>を対象とする。</p> <p><u>このうち、外観から含有物質や有害特性が判りにくい汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4品目は主な適用対象と想定される。</u></p> <p>これらは、産業廃棄物処理業者へのアンケートの結果 ((公社)全国産業廃棄物連合会 (平成17年3月))、情報が必要な廃棄物の種類として、汚泥が最も多かったほか、廃油、廃酸、廃アルカリが上位にあげられていること、またこれらの廃棄物は、「情報が一致しないことが多い廃棄物」、「事故・災害の原因となった廃棄物」のアンケートでも上位を占めたことを踏まえたものである。</p> <p><u>そのほか、燃えがらやばいじんのほか、付着・混入等により有害物質等を含有するなど環境保全上の支障が生ずる可能性があると考えられる場合も、本ガイドラインを適用してWDS等により情報提供することが重要である。一方、性状が明確で、環境保全上の支障のおそれのない廃棄物の場合についての情報提供に関し</u></p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>処理業者においては排出事業者から提供された情報と<u>実際の廃棄物の組成・成分情報等</u>の不一致や情報不足によるヒヤリハットや事故等が今なお発生しており、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ以外の種類の廃棄物についても処理業者が安全かつ適正に処理ができるかどうか受入可否の判断や処理方法の選定を適切に行えるよう、本ガイドラインを適用する等、排出事業者からの提供情報の量と質を一層充実させる必要がある。</p>	<p>ては、廃棄物の性状等に応じてWDS以外の他の方法（p24参照）を組み合わせて必要な情報を提供できる場合もある。</p> <p>p4で既述の通り、「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供は法的に義務づけられており、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反となり得るため十分に注意が必要である。</p> <p>処理業者においては情報と廃棄物の不一致や情報不足によるヒヤリハットや事故が今なお発生しており、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ以外の種類の廃棄物についても処理業者が安全かつ適正に処理ができるかどうかの受入可否の判断や処理方法の選定を適切に行えるよう、本ガイドラインを適用するなど排出事業者からの提供情報の量と質を一層充実させる必要がある。</p>
<p>第2章 産業廃棄物の情報提供／情報共有</p> <p>2.1 情報提供／情報共有の必要性</p> <p>1) 排出事業者からの情報伝達等の必要性</p> <p>排出事業者は、廃棄物処理法上の排出事業者責任及び<u>企業の社会的責任（CSR）</u>を認識し、処理業者が行う収集運搬・保管、中間処理、最終処分の工程で<u>安全性及び適正処理の確保に必要な廃棄物情報を提供することが義務づけられている。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第2章 産業廃棄物の情報提供／情報共有</p> <p>2.1 情報提供／情報共有の必要性</p> <p>1) 排出事業者からの情報提供等の必要性</p> <p>排出事業者は、廃棄物処理法上の排出事業者責任及び<u>社会的経営責任（CSR）</u>を認識し、処理業者が行う収集運搬・保管、中間処理、最終処分の工程で<u>事故が起こらないよう、また、自らが排出した廃棄物の適正処理が確保されるよう、十分な廃棄物情報を提供する必要がある。</u></p> <p>（略）</p>
<p>【解説】</p> <p>1) 排出事業者からの情報提供等の必要性</p> <p>① 排出事業者責任</p> <p>産業廃棄物の不法投棄や不適正処理問題への対応として、法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、排出事業者の処理責任を明確にしている。（参考資料1「廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要」参照）</p>	<p>【解説】</p> <p>1) 排出事業者から情報提供等の必要性</p> <p>① 排出事業者責任</p> <p>近年、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理問題への対応として、<u>廃棄物処理法</u>において、排出事業者の処理責任が強化されてきたところである。法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、排出事業者の処理責任を明確にして</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>（中略）</p> <p>特に、平成24年5月に発生した、利根川水系における取水障害では、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者で<u>適切に処理されず</u>公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものとされておりこのような事案の再発を防止するためには、産業廃棄物の適正処理について、産業廃棄物処理委託において排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることが重要との教訓を残すものとなった。</p>	<p>いる。（参考資料1「廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要」参照）</p> <p>（中略）</p> <p>特に、平成24年5月に発生した、利根川水系における取水障害では、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者で<u>の処理により十分に処理されず</u>公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものと<u>強く推定</u>されており、<u>排出事業者から処理業者への産業廃棄物処理委託契約における情報伝達が十分でなかった</u>ことが、原因として挙げられている。このような事案の再発を防止するためには、産業廃棄物の適正処理について、産業廃棄物処理委託において排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることが重要との教訓を残すものとなった。</p>
<p>（中略）</p> <p><u>こうした排出事業者責任強化の動向を踏まえ、環境省では、排出事業者が廃棄物処理法の下で講すべき措置に関するチェックリスト（参考資料2「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を参照）を作成し、その一環として、委託処理における廃棄物引渡し前のチェックリストを示している。必要に応じ自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜項目を追加する等の工夫をした上で、こうしたチェックリストを活用して定期的に確認を行い、自社の取組に反映していくことが望まれる。</u></p>	<p>（中略）</p>
<p>（中略）</p> <p>2) 処理業者からの情報提供等の必要性</p> <p>労働災害動向調査によれば、廃棄物処理業は他産業と比べて事故が多発している。（参考資料3表1、2参照）</p> <p>（公社）全国産業廃棄物連合会（現（公社）全国産業資源循環連合会）が産業廃棄</p>	<p>（中略）</p> <p>2) 処理業者からの情報提供等の必要性</p> <p>労働災害動向調査によれば、廃棄物処理業は他産業と比べて事故が多発している。（参考資料2表1参照）</p> <p>（公社）全国産業廃棄物連合会が産業廃棄物処理業者1,999社を対象に実施した</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>物処理業者1,999社を対象に実施したアンケート調査結果（回収率48%）を取りまとめた「処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書」（平成17年3月）によれば、事故の種類は、<u>挟まれ・巻き込まれ・転倒等</u>の労働災害が多いものの、火災、発熱、爆発、ガス発生、漏洩・流出等多く発生している。</p> <p>事故原因としては、廃棄物の分別・排出の不徹底が一番の原因に挙げられているが、「廃棄物の性状等の情報不足」及び「情報と廃棄物の不一致」も大きな要因を占めている。</p> <p>情報不足が原因と思われる事故事例を<u>参考資料3の表3</u>に示す。</p> <p>また、情報と実際の廃棄物の<u>組成・成分情報等</u>が相違している場合に事故・災害が多く発生しており、情報と廃棄物との相違については「よくある」、「たまにある」と回答した産廃業者は56%と半数以上あり、また、特別管理産業廃棄物の方が、産業廃棄物より実際の廃棄物と情報との相違がある比率が高い傾向にある。<u>（参考資料3 図3～図5参照）</u></p> <p>以上の調査結果をまとめると、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事故・災害の原因として「廃棄物の性状等の情報不足」「情報と廃棄物の不一致」が大きな要因を占めている。 ② 情報と廃棄物との相違が「よくある」「たまにある」と回答した業者は過半数を超えており、相違の<u>頻度</u>が多いほど、事故・災害の発生割合も大きくなる。 ③ 事故事例の原因物質が<u>含まれていた廃棄物の種類</u>は、汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ等である。 <p>となり、産業廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び適正処理の確保のためには、正確かつ十分な廃棄物情報が必要であることが分かる。</p>	<p>アンケート調査結果（回収率48%）を取りまとめた「処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書」（平成17年3月）によれば、事故の種類は、<u>挟まれ・巻き込まれ・転倒など</u>の労働災害が多いものの、火災、発熱、爆発、ガス発生、漏洩・流出など多く発生している。</p> <p>事故原因としては、廃棄物の分別・排出の不徹底が一番の原因に挙げられているが、「廃棄物の性状などの情報不足」及び「情報と廃棄物の不一致」も大きな要因を占めている。</p> <p>情報不足が原因と思われる事故事例を<u>参考資料2の表2,表3</u>に示す。</p> <p>また、情報と実際の廃棄物の<u>性状</u>が相違している場合に事故・災害が多く発生しており、情報と廃棄物との相違については「よくある」、「たまにある」と回答した産廃業者は56%と半数以上あり、また、特別管理産業廃棄物の方が、産業廃棄物より実際の廃棄物と情報との相違が多い傾向にある。</p> <p>以上の調査結果をまとめると、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事故・災害の原因として「廃棄物の性状などの情報不足」「情報と廃棄物の不一致」が大きな要因を占めている。 ② 情報と廃棄物との相違が「よくある」「たまにある」と回答した業者は過半数を超えており、相違の<u>ある場合</u>に事故・災害が多く発生している。 ③ 事故事例の原因物質では、汚泥、廃油、廃液等が多い。 <p>となり、産業廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び適正処理の確保のためには、正確かつ十分な廃棄物情報が必要であることが分かる。</p>
<h2>2.2 情報伝達／情報共有の手順フロー</h2> <p>排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に際して、当該産業廃棄物の<u>性状等</u>の情報をできるだけ正確に把握し処理業者に<u>伝達する必要がある</u>。また、製造工程の変更等により廃棄物の<u>組成・成分情報等</u>に変更が及ぶおそれがある場合、</p>	<h2>2.2 情報伝達／情報共有の手順フロー</h2> <p>排出事業者は、産業廃棄物の処理の<u>委託</u>に際して、当該産業廃棄物の<u>成分等</u>の情報をできるだけ正確に把握し処理業者に<u>提供する</u>。また、製造工程の変更等により廃棄物の<u>性状等</u>に変更が及ぶおそれがある場合、当該変更情報が処理</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>当該変更情報が処理業者にとって必要な情報の場合も考えられることから、排出事業者は、<u>これらに係る情報を伝達する必要がある</u>。</p> <p>一方、処理業者は、<u>安全性及び適正処理の確保</u>のために必要な情報を排出事業者に明らかにするとともに、提供された情報と廃棄物の性状等が一致しない場合や提供された廃棄物情報に疑義がある場合などには、排出事業者に情報をフィードバックし、双方が廃棄物情報を<u>確認する等</u>、緊密に情報をやりとりし共有することが重要である。</p>	<p>業者にとって必要な情報の場合も考えられることから、排出事業者は、これに係る<u>情報提供を行う必要がある</u>。</p> <p>一方、処理業者は、適正処理のために必要な情報を排出事業者に明らかにするとともに、提供された情報と廃棄物の性状等が一致しない場合や提供された廃棄物情報に疑義がある場合などには、排出事業者に情報をフィードバックし、双方が廃棄物情報を<u>確認など</u>、緊密に情報をやりとりし共有することが重要である。</p>
<p>【解説】</p> <p>排出事業者は自ら排出した産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている（法第12条第7項）。</p> <p>排出事業者は<u>自ら排出した産業廃棄物</u>に関する情報を最も知り得る立場にあり、産業廃棄物の処理委託に際しては、排出事業者において廃棄物情報をできるだけ正確に把握し処理業者に対して提供することが適正処理のための出発点となる。このため、排出事業者は、発生工程・使用薬品・有害物質等を確認するとともに、廃棄物の発生現場からサンプルを直接採取する等により、含有されている主な物質等を把握し、WDSを作成することが望ましい。また、必要に応じてサンプルを処理業者に提供することも有効な手段と考えられる。</p>	<p>【解説】</p> <p>排出事業者は自ら排出した産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている（法第12条）。</p> <p>排出事業者は産業廃棄物に関する情報を最も知り得る立場にあり、産業廃棄物の処理の委託に際しては、排出事業者において廃棄物情報をできるだけ正確に把握し処理業者に対して開示することが適正処理のための出発点となる。委託の際には、含有する可能性のある物質、必要であれば廃棄物が発生した工程で使用している物質等を把握して処理業者に伝えること、そして処理業者は、適正に処理するために不足と思われる情報をあれば排出事業者に問い合わせるなど、両者間で緊密に情報をやりとりしながら情報の精度を高めていくことが、化学物質等を含む廃棄物の適正処理には重要である。</p>
<p>処理業者は排出事業者から提供されたWDSを参照し、廃棄物受入の判断や処理方法選定等を行うとともに、安全性及び適正処理の確保のために不足すると思われる情報を排出事業者に問い合わせる等、両者間で相互にコミュニケーションをとりながら情報の精度を高め、情報共有することが重要である。また、WDSは見積書の作成にも活用される。</p> <p>委託契約を交わす際には、最終確認後のWDSを改めて添付して、相互に確認</p>	<p>処理業者が適切な処理方法を選択する上で廃棄物情報は重要であるが、必要な情報項目については処理業者によって異なる（例えば、焼却処理と中和処理では必要な情報が異なる）。このため、新たに廃棄物処理を委託する場合には、特に緊密に打合せを行い、適正な処理方法を選択するために必要な情報を交換する必要がある。一方、契約を継続している場合であっても、廃棄物の性状等廃棄物情報に変更がある場合には、排出事業者から処理業者へ速やかにWDSを再発行す</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>することが重要である。なお、契約を継続している場合において、廃棄物の組成・成分情報等に変更がある場合には、排出事業者から処理業者へ速やかにWDSを再発行することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、変更契約を行う必要がある。このため、廃棄物の処理を委託するに当たって、排出事業者と処理業者間の信頼関係の構築とともに、双向コミュニケーションが図れる体制を確立することが重要である。</p> <p>さらに、処理業者は当該廃棄物を受け入れ、処理を行った後、安全性や適正処理の確保の観点から排出事業者にフィードバックすべき情報を整理し、危険廃棄物の容器表示依頼や個別対応相談等、定期的な訪問等により情報共有できる状態を構築することが効果的と考えられる。</p>	<p>することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、契約変更を行う必要がある。</p>
<p>2.3 産業廃棄物の排出方法</p> <p>【解説】</p> <p>1) 分別排出について</p> <p>排出事業者による廃棄物の混合は、当該廃棄物の性状等が不正確になるとともに、有毒ガスの発生や重合反応の促進、発火等の事故にもつながるリスクがある。</p> <p>(公社)全国産業廃棄物連合会(現(公社)全国産業資源循環連合会)が実施した処理業者へのアンケート調査(平成17年)によれば、廃棄物の処理過程における事故の原因として、廃棄物の分別排出の不徹底が一番の原因に挙げられている。<u>(参考資料3 図2)</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、排出事業者は、有害特性を有する廃棄物を排出する際には、当該廃棄物の特性別に適切な排出方法を選択し、事故の発生防止に努める必要がある。<u>(参考資料7「廃棄物の有害特性に応じた排出方法」参照)</u></p>	<p>2.3 産業廃棄物の排出方法</p> <p>【解説】</p> <p>1) 分別排出について</p> <p>排出事業者による廃棄物の混合は、当該廃棄物の成分情報等が不正確になるとともに、有毒ガスの発生や重合反応の促進、発火等の事故にもつながるリスクがある。</p> <p>(公社)全国産業廃棄物連合会が実施した処理業者へのアンケート調査によれば、廃棄物の処理過程における事故の原因として、廃棄物の分別排出の不徹底が一番の原因に挙げられている。</p> <p>(略)</p> <p>なお、排出事業者は、有害特性を有する廃棄物を排出する際には、当該廃棄物の特性別に適切な排出方法を選択し、事故の発生防止に努める必要がある。<u>(参考資料5「廃棄物の有害特性に応じた排出方法」参照)</u></p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
(略)	(略)
<p>2) 容器への表示について</p> <p>(略)</p>	<p>2) 容器への表示について</p> <p>(略)</p>
<p>2.4 情報提供／情報共有が必要な項目</p> <p>排出事業者は、下記項目に関する情報を処理業者へ伝達し情報共有することとする。</p> <p>① 作成年月日 ② 排出事業者の名称等 ③ 廃棄物の名称 ④ <u>廃棄物の発生工程</u> ⑤ 廃棄物の種類 ⑥ 特定有害<u>廃棄物</u> ⑦ <u>廃棄物の組成・成分情報</u> ⑧ その他含有物質 ⑨ 水道水源における消毒副生成物前駆物質 ⑩ 有害特性 ⑪ 廃棄物の物理的・化学的性状 ⑫ 品質安定性 ⑬ 荷姿 ⑭ 排出頻度・数量 ⑮ 特別注意事項 ⑯ その他の情報（サンプル提供等）</p>	<p>2.4 情報提供／情報共有が必要な項目</p> <p>排出事業者は、下記項目に関する情報を処理業者へ伝達し情報共有することとする。</p> <p>① 作成年月日 ② 排出事業者名称 ③ 廃棄物の名称 ④ <u>廃棄物の組成・成分情報</u> ⑤ 廃棄物の種類 ⑥ 特定有害<u>物質</u> ⑦ <u>PRTR 対象物質</u> ⑧ 水道水源における消毒副生成物前駆物質 ⑨ その他含有物質 ⑩ 有害特性 ⑪ 廃棄物の物理的・化学的性状 ⑫ 品質安定性 ⑬ <u>関連法規</u> ⑭ 荷姿 ⑮ 排出頻度・数量 ⑯ 特別注意事項 ⑰ その他の情報（サンプル等提供、発生工程等）</p>
産業廃棄物を適正処理し、事故を防止するためには、廃棄物情報を基に適切な処理方法を選択する必要がある。特に提供が求められる必要な廃棄物情報とし	産業廃棄物を適正処理し、事故を防止するためには、廃棄物情報を基に適切な処理方法を選択する必要がある。特に提供が求められる必要な廃棄物情報として

改訂後（第3版）			改訂前（第2版）		
No.	項目	概要	情報提供／共有の目的	廃棄物処理法令の該当箇所	概要
①	作成年月日	情報作成日（データシート作成日）	情報共有した日を明確にするため		上記16項目を整理したが、その概要及び目的等について表2-3に示す。
②	排出事業者の名称等	事業者の名称、住所、電話番号、担当者名等	問い合わせ及び緊急時の連絡先を明確にするため		これらの項目は、化学物質を含有する物に関する情報提供を規定している条約や法律等を参考に、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）等で規定されているSDS項目、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の項目等を考慮して、法の規定をより具体化する項目として選定した。
③	廃棄物の名称	廃棄物を特定する具体的な名称・呼び名	廃棄物を特定し、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため		上記17項目を整理したが、その概要及び必要性等について表2-3に示す。
④	廃棄物の発生工程	使用原材料、有害物質・不純物の混入、排出場所等	適正な処理方法を決定し、安全性を確保する上で重要な情報のため（特に組成・成分情報が不足する場合、組成・成分の推定	(規則8条の4の2第6号ト)その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	これらの項目は、化学物質を含有する物に関する情報提供を規定している条約や法律などを参考に、化学物質排出把握管理促進法（化管法）で規定されているMSDS項目、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の項目を考慮して、法の規定をより具体化する項目として選定した。

表2-3 情報項目の目的

No.	項目	概要	情報提供／共有の目的	廃棄物処理法令の該当箇所
①	作成年月日	情報作成日（データシート作成日）	情報共有した日を明確にするため	
②	排出事業者の名称等	事業者の名称、住所、電話番号、担当者名等	問い合わせ及び緊急時の連絡先を明確にするため	
③	廃棄物の名称	廃棄物を特定する具体的な名称・呼び名	廃棄物を特定し、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため	
④	廃棄物の発生工程	使用原材料、有害物質・不純物の混入、排出場所等	適正な処理方法を決定し、安全性を確保する上で重要な情報のため（特に組成・成分情報が不足する場合、組成・成分の推定	(規則8条の4の2第6号ト)その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

表2-3 情報項目の必要性

No.	項目	概要	情報提供／共有の目的	廃棄物処理法令の該当箇所
①	作成年月日	情報作成日（データシート作成日）	情報共有した日を明確にするため	
②	廃棄物の名称	廃棄物を特定する具体的な名称・呼び名	廃棄物を特定し、廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため	
③	排出事業者の名称等	事業者の名称、住所、電話番号、担当者名等	問い合わせ及び緊急時の連絡先を明確にするため	
④	廃棄物の組成・成分情報	廃棄物の化学物質名と混合比率	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	(規則8条の4の2第6号イ)当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

改訂後（第3版）					改訂前（第2版）						
			根拠として重要)		⑤	廃棄物の種類	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の区分や法律上の種類	受入確認等のため	(令第6条の2第3号イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量	受入確認などのため	(令第6条の2第3号イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
⑤	廃棄物の種類	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の区分や法律上の種類	受入確認等のため	(令第6条の2第3号イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量	⑥	特定有害廃棄物	含有している特定有害廃棄物の有無、含有の可能性	含有している特定有害廃棄物の有無、含有の可能性	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	(規則8条の4の2第6号イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
⑥	特定有害廃棄物	含有している特定有害廃棄物の有無、含有の可能性	適正な処理方法を決定し、 <u>安全性を確保する上で重要な情報の他、許可の範囲の確認等に必要なため</u>	(規則8条の4の2第6号イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	⑦	PRTR 対象物質	届出事業所への該当の有無、委託する廃棄物の該当の有無、物質名	届出事業所への該当の有無、委託する廃棄物の該当の有無、物質名	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため	(規則8条の4の2第6号イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
⑦	廃棄物の組成・成分情報	廃棄物が含有する物質・品名等と量又は濃度に関する情報	適正な処理方法を決定し、特に処理の過程における安全性を確保する上で重要な情報のため	(規則8条の4の2第6号イ) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排							

改訂後（第3版）				改訂前（第2版）				
			<u>出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u>					
⑧	<u>その他含有物質</u>	<u>その他処理をする上で注意を有する物質の有無、含有の可能性</u>	<u>適正な処理方法を決定し、特に処理の過程における安全性を確保する上で重要な情報のため</u>	<u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u>	⑧	<u>水道水源</u>	<u>ホルムアルデヒドを生成しやすい8物質への該当の有無</u>	<u>適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため</u> <u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u>
⑨	<u>水道水源における消毒副生成物前駆物質</u>	<u>浄水処理過程においてホルムアルデヒド、クロロホルム等を生成しやすい物質への該当の有無</u>	<u>適正な処理方法を決定し、特に処理後物の浄水処理による安全性を確保する上で重要な情報のため</u>	<u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u>	⑨	<u>その他含有物質</u>	<u>その他処理をする上で注意を有する物質の有無、含有の可能性</u>	<u>適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため</u> <u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u>
⑩	<u>有害特性</u>	<u>加熱や他の物質との接触等による爆発・有害物質発生の有無、経時変化による品質の安定性等</u>	<u>適正な処理方法を決定し、特に処理の過程における安全性を確保する上で重要な情報のため</u>	<u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u> <u>(規則8条の4の2第6号ロ)</u>	⑩	<u>有害特性</u>	<u>加熱や他の物質との接触等による爆発・有害物質発生の有無、経時変化による品質の安定性など</u>	<u>適正な処理方法を決定し、事故を防止する上で重要な情報のため</u> <u>(規則8条の4の2第6号イ)</u> <u>当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項</u> <u>(規則8条の4の2第6号ロ)</u>

改訂後（第3版）				改訂前（第2版）					
			第6号口) 通常の保管状況の 下での腐敗、揮発 等当該産業廃棄物 の性状の変化に関 する事項 (規則8条の4の2 第6号ハ) 他の廃棄物との混 合等により生ずる 支障に関する事項				通常の保管状況の 下での腐敗、揮発 等当該産業廃棄物 の性状の変化に関 する事項 (規則8条の4の2 第6号ハ) 他の廃棄物との混 合等により生ずる 支障に関する事項		
⑪	廃棄物の 物理的・化 学的性状	形状、臭い、色、比 重、pH、沸点・融点、 粘度、水分、発熱量	適正な処理方法を 決定し、 <u>安全性を</u> <u>確保する</u> 上で重要 な情報のため	(規則8条の4の2 第6号イ) 当該産業廃棄物の 性状及び荷姿に関 する事項	⑪	廃棄物の 物理的・化 学的性状	形状、臭い、色、比 重、pH、沸点・融点、 粘度、水分、発熱量	適正な処理方法を 決定し、 <u>事故を防 止する</u> 上で重要 な情報のため	(規則8条の4の2 第6号イ) 当該産業廃棄物の 性状及び荷姿に関 する事項
⑫	品質安定 性	経時変化の有無、 ある場合の内容	適正な処理方法を 決定し、 <u>特に処理</u> <u>の過程における安</u> <u>全性を確保する</u> 上 で重要な情報のた め	(規則8条の4の 2第6号イ) 当該産業廃棄物の 性状及び荷姿に関 する事項	⑫	品質安定 性	経時変化の有無、 ある場合の内容	適正な処理方法を 決定し、 <u>事故を防 止する</u> 上で重要 な情報のため	(規則8条の4の2 第6号イ) 当該産業廃棄物の 性状及び荷姿に関 する事項
⑬	荷姿	容器形状等	廃棄物を特定し、 廃棄物の取り違い や誤認を防ぐため	(規則8条の4の 2第6号イ) 当該産業廃棄物の 性状及び荷姿に関 する事項	⑬	関連法規	廃棄物の成分が関 連する法規	安全対策、異常処 置など、事故防止、 安全管理などに重 要な情報なため	(規則8条の4の2 第6号ヘ) その他当該産業廃 棄物を取り扱う際 に注意すべき事項
					⑭	産業廃棄	容器形状など	廃棄物を特定し、	(規則8条の4の2

改訂後（第3版）				改訂前（第2版）				
⑭	排出頻度・ 数量	1回あたりの廃棄物数量	処理計画の策定や、処理能力を超える廃棄物の受け入れを防ぐため	(令第6条の2第4号イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量		物の荷姿	廃棄物の取り違いや誤認を防ぐため	第6号イ) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
⑮	特別注意事項	特別に喚起すべき注意事項で避けるべき処理方法等の情報は、安全な処理方法の決定や事故防止のために起因する環境汚染の可能性も含む	避けるべき処理方法等の情報は、安全な処理方法の決定や事故防止のために重要な情報のため	(規則8条の4の2第6号ト) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	⑯	産業廃棄物の数量	1回あたりの廃棄物数量	処理計画の策定や、処理能力を超える廃棄物の受け入れを防ぐため
⑯	その他の情報	サンプル提供の有無等	No.①～⑯に記入すべき情報を補つたり、事故防止に有効な他の情報を活用するため	(規則8条の4の2第6号ト) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	⑰	特別注意事項	特別に喚起すべき注意事項で避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む	避けるべき処理方法などの情報は、安全な処理方法の決定や事故防止のために重要な情報などを
					⑱	その他の情報	サンプル提供の有無 産業廃棄物の発生工程など	(規則8条の4の2第6号ヘ) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

特に、平成24年5月に利根川水系で発生した水道取水障害と同様な事案の再発を防止するためには、廃棄物の化学物質名や組成、取水障害等の前駆物質であること、避けるべき処理方法等について注意喚起が重要である。廃棄物の化学物質名や組成については、④廃棄物の組成・成分情報に記載し、取水障害等の前駆

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>質名や組成については「⑦廃棄物の組成・成分情報」欄に、浄水処理過程においてホルムアルデヒド、クロロホルム等を生成しやすい物質を含む場合は「⑨水道水源における消毒副生成物前駆物質」欄に、避けるべき処理方法等については「⑯特別注意事項」欄において明記することが重要となる。</p> <p>さらに⑥特定有害廃棄物（26物質）や、⑨水道水源における消毒副生成物前駆物質等においては、環境中に放出された後に生活環境保全上の支障の恐れの生ずることのないよう十分な注意が必要であり、燃焼分解特性のある物質については無害化性能に優れた焼却処理を採用する等の判断が必要となる。</p> <p>ガイドライン第3版への改訂により、以下の項目が新たにWDS様式に追加された。</p> <p>④廃棄物の発生工程：旧版では「その他の情報」の一部としていたが、第3版では独立した記入欄を設けた</p> <p>⑦廃棄物の組成・成分情報：情報伝達が義務付けられている危険・有害物質の記入欄を新たに設けた</p> <p>「④廃棄物の発生工程」に関する情報（工程図、使用原材料、有害物質・不純物の混入、排出場所等）があれば、廃棄物の組成・成分情報を推定する根拠となるほか、処理業者において、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となる。特に、廃棄物の組成・成分情報等に関する情報が不足している場合や、製造工程や原材料の変更があった場合は、委託先における適正処理確保のため非常に重要な情報となるため、委託契約書において秘密保持に係る取り決めを盛り込む等、情報提供に当たって必要な措置を講じた上で、委託先に提供することが望まれる。</p>	<p>物質であること、避けるべき処理方法等については、⑯特別注意事項において明記することが重要となる。</p> <p>さらに⑥特定有害廃棄物（26物質）や⑦PRTR制度の第1種指定化学物質（462物質・p49～65）、⑧水道水源における消毒副生成物前駆物質（ホルムアルデヒドを生成しやすい8物質）等においては、環境中に放出された後に生活環境保全上の支障の恐れの生ずることのないよう十分な注意が必要であり、燃焼分解特性のある物質については無害化性能に優れた焼却処理を採用する等の判断が必要となる。</p> <p>廃棄物の有する有害特性は、廃棄物の処理方法を選択する際に特に重要な情報の一つである。有害特性の該非を判断する手順の例を、図2-3に示す。</p> <p>バーゼル条約の分類に基づき、有害特性の内容や対象物質例を整理した有害特性リストを表2-4に示す。また、関係法令に定める対象物質の有害特性を分類したリストを表2-8に示す。これら関係法令の規制対象物質を取扱っている排出者は、廃棄物中に当該対象物質が含有される可能性を勘案し、有害特性に係る情報を提供する必要がある。</p> <p>有害特性の判断は、化学物質管理関連の他法令に基づく規制等により把握できる既存の情報等を活用して行う。また、有害物質の含有を評価する際には、特別管理廃棄物の該非を判定（参考資料4「特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等」参照）した上で、化学物質管理の関連法令で規定される判定基準（表2-5）等も参考として有害特性の該非判断を行う。例えば、廃棄物中に発がん性物質を0.1重量%以上含有する場合は情報提供を行う等が考えられる（図2-3参照）。これらの情報のほか、自社内で把握できるMSDSデータ等既知の情報も有害特性等の判断の参考となる。</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>「⑦廃棄物の組成・成分情報」に関しては、規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）の改正（令和7年4月改正、令和8年1月施行）により、廃棄物に含まれる危険・有害物質等に関して、情報提供が義務付けられる排出事業者、対象となる危険・有害物質等、伝達すべき内容が次のとおり明確化された。</p> <p>規則で規定する情報伝達の対象物質が規定されている法令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている化管法とした。このうち、法の実効性を高めるため、環境中に広範に存在している化学物質を対象とし、大規模事故の未然防止を徹底するため、一定量の化学物質を取扱う等する事業者を対象とした。また、情報伝達の不足が原因とみられる過去の事故事例を確認したところ、有効と考えられる伝達情報として最も多かったのは、原因物質の含有情報であったことから、規則で規定される伝達内容については、対象とする危険・有害物質等を化管法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質、対象事業者を化管法第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者、伝達されるべき情報を含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量若しくは割合とした。当該数量若しくは割合の値に幅があるような場合、平均値、中央値、代表値等により算出し、算出根拠の説明を追加記載することとする。管理幅がある場合には、その旨を表示したものに付記しても差し支えない。（例：12%（平均値）《10%～15%》）</p> <p>表2-4のとおり、化管法に基づくPRTR届出制度の対象であり、危険・有害物質等に関する情報を有している排出事業者は、当該危険・有害物質等を含むと考えられる廃棄物の処理を委託する際、処理業者に対して当該廃棄物の組成・成分情報を伝達する必要があるため、今後、第一種指定化学物質等取扱事業者においては、産業廃棄物の処理を委託する際、含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量若しくは割合を委託契約書に記載しなければ、委託基準違反となる。割合の算出にあたっては、実測によるほか、原材料や資材等に含まれる対象物質の含有率などを利用することもできる。なお、当該数量若しくは割合について、製造工程等に変更が無いにも関わらず、一定ロットごとに測定し、契約書の記載を頻</p>	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p><u>繁に変更することまでを求める趣旨ではない。</u></p>	
<p>2.5 情報提供／情報共有の方法</p> <p>排出事業者は、「2.4 情報提供／情報共有が必要な項目」に挙げた廃棄物情報に関する<u>16</u>項目について、産業廃棄物の処理委託に当たって、処理業者へ文書（廃棄物データシート等）で情報提供／情報共有する。<u>また、必要に応じて廃棄物サンプル等を提供する。</u></p> <p>本ガイドラインでは、廃棄物情報の提供／共有に活用されるよう、廃棄物データシート（WDS）の様式の一例を示す。</p>	<p>2.5 情報提供／情報共有の方法</p> <p>排出事業者は、「2.4 情報提供が必要な項目」に挙げた廃棄物情報に関する<u>17</u>項目について、産業廃棄物の処理委託に当たって、処理業者へ文書（廃棄物データシート等）で情報提供／情報共有する。本ガイドラインでは、廃棄物情報の提供／共有に活用されるよう、廃棄物データシート（WDS）の様式の一例を示す。<u>また、必要に応じて廃棄物サンプルを提供すること。</u></p>
<p>WDS 作成の上で最も参考になるデータとして SDS がある。本ガイドライン適用の主な対象である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの多くは、不純物の混入等により混合となって廃棄物になる。混合物になる前の物質は、使用原料や副資材、添加剤等であり、これらの SDS に CAS No. の記載があれば、当該物質については詳細情報が明確になるため WDS に転記することが望ましい。</p> <p>排出事業者は、処理業者と WDS を基に十分な打合せを行うこととし、両者の情報のやりとりの中で WDS を完成させることが重要である。また、打合せの終了時には両者共に WDS の<u>変更履歴・内容確認欄に記名し</u>、合意した証を残しておくことが大切である。</p> <p>また、処理業者においては、積極的に排出事業者と打合せを行うとともに、受入時に WDS と実際の廃棄物を照らし合わせて、異常がないかを確認し、WDS と実際に受託した廃棄物の<u>組成・成分情報等</u>が異なる場合には、直ちに排出事業者へその状況と原因の確認を行うことが重要である。</p>	<p>WDS 作成の上で最も参考になるデータとして <u>MSDS</u> がある。本ガイドライン適用の主な対象である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの多くは、不純物の混入等により混合となって廃棄物になる。混合物になる前の物質は、使用原料や副資材、添加剤等であり、これらの <u>MSDS</u> に CAS No. の記載があれば、当該物質については詳細情報が明確になるため WDS に転記することが望ましい。</p> <p>排出事業者は、処理業者と WDS を基に十分な打合せを行うこととし、両者の情報のやりとりの中で WDS を完成させることが重要である。また、打合せの終了時には両者共に WDS <u>にサインをし</u>、合意した証を書類で残しておくことが大切である。</p> <p>また、処理業者においては、積極的に排出事業者と打合せを行うとともに、受入時に WDS と実際の廃棄物を照らし合わせて、異常がないかを確認し、WDS と実際に受託した廃棄物の<u>性状</u>が異なる場合には、直ちに排出事業者へその状況と原因の確認を行うことが重要である。</p>
<p>2.6 情報提供／情報共有の時期</p> <p>1) 契約時</p> <p>情報提供／情報共有の時期については、処理の委託を検討している処理業者</p>	<p>2.6 情報提供／情報共有の時期</p> <p>1) 契約時</p> <p>情報提供／情報共有の時期については、処理の委託を検討している処理業者</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>において廃棄物の処理が可能か判断する必要があるため、あらかじめ（例えば、処理の見積時）、排出事業者から処理業者へWDSを提供し、その内容にできるだけ不足や不明な点がないよう双方が十分に協議し確認することが望ましい。</p>	<p>において廃棄物の処理が可能か判断する必要があるため、あらかじめ（例えば、処理の見積時）、排出事業者から処理業者へWDSを提供し、その内容にできるだけ不足や不明な点がないよう双方が十分に協議し確認することが望ましい。<u>新規契約時には、WDSの内容について確認した証として双方署名した上で契約書に添付することを原則とする。</u></p>
<p>WDSは、基本的には契約時（図2-3の②）に提供／契約書に添付するものであるが、新規の廃棄物処理に際して受入の可否判断や処理に必要な費用の見積（図2-3の①）のために排出事業者から処理業者へWDSを提供することにより情報を共有し、双方が確認、<u>WDSの変更履歴・内容確認欄に記名した上で契約書に添付することが望ましい。</u></p>	<p>WDSは、基本的には契約時（図2-4の②）に提供／契約書に添付するものであるが、新規の廃棄物処理に際して受入の可否判断や処理に必要な費用の見積（図2-4の①）のために排出事業者から処理業者へWDSを提供、<u>あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望ましい。</u></p>
<p>【参考】WDSとマニフェストの違い</p> <p>WDSは、廃棄物の処理過程において必要な情報を処理業者へ提供するためのデータシートであり、廃棄物の<u>組成・成分情報</u>等が一定の場合は初回に一度提供すれば十分であり、廃棄物情報に変更があった場合に再通知が必要なものである。</p>	<p>【参考】WDSとマニフェストの違い</p> <p>WDSは、廃棄物の処理過程において必要な情報を処理業者へ提供するためのデータシートであり、廃棄物の<u>性状</u>等が一定の場合は初回に一度提供すれば十分であり、廃棄物情報に変更があった場合に再通知が必要なものである。</p>
<p>2) 廃棄物<u>組成・成分情報</u>変更時 (中略)</p> <p><u>組成・成分情報</u>等に変更がある場合は、排出事業者から処理業者へ速やかにWDSを再通知することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、<u>変更契約</u>を行う必要がある。</p> <p><u>廃棄物の組成・成分情報</u>変更時の適切な情報伝達に資する排出事業者の取組として、下表の事例が見られた。</p>	<p>2) 廃棄物<u>性状</u>変更時 (中略)</p> <p><u>性状</u>等に変更がある場合は、排出事業者から処理業者へ速やかにWDSを再通知することが適当であり、提供された情報を基に、処理業者は適正処理が可能かどうかや、処理方法の変更が必要かどうかを判断し、処理方法を変更する場合には、<u>契約変更</u>を行う必要がある。</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>第3章 廃棄物情報の信頼性を高める方法</p> <p>3.1 排出事業者の廃棄物情報の伝達に関する社内体制</p> <p>排出事業者が、<u>処理業者に十分な廃棄物情報の伝達を実施するためには</u>、排出事業者の社内の役割を明確にした情報伝達体制の整備が重要である。廃棄物を排出する部門と当該廃棄物の処理を処理業者へ委託する部門が異なる場合は、部門間で適切に情報を共有・伝達する体制を整備することが求められる。</p> <p>【解説】</p> <p>「<u>処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書</u>」（平成17年3月、（公社）全国産業資源循環連合会）によれば、<u>産業廃棄物処理業者において生じる事故の原因として</u>、「<u>廃棄物の分別排出の不徹底</u>」とともに「<u>廃棄物の性状等の情報不足</u>」、「<u>情報と廃棄物の不一致</u>」が多く挙げられており、情報と廃棄物が一致しない理由としては、「<u>排出事業者の部署間の連絡が不徹底</u>」（52%）、「<u>関係者（排出事業者と処理業者）との情報交換の不足</u>」（46%）が上位にあげられている。（参考資料3 図6参照）</p> <p>（中略）</p>	<p>第3章 廃棄物情報の信頼性を高める方法</p> <p>3.1 排出事業者の廃棄物情報の伝達に関する社内体制</p> <p>排出事業者が<u>正確に廃棄物情報を提供するためには</u>、排出事業者の社内の役割を明確にした情報伝達体制の整備が重要である。廃棄物を排出する部門と当該廃棄物の処理を処理業者へ委託する部門が異なる場合は、部門間で適切に情報を共有・伝達する体制を整備することが求められる。</p> <p>【解説】</p> <p>（公社）全国産業廃棄物連合会が実施した調査結果（「<u>処理受委託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書</u>」（平成17年3月））によれば、<u>情報と廃棄物が一致しない理由としては</u>、「<u>排出事業者の部署間の連絡が不徹底</u>」（52%）、「<u>関係者（排出事業者と処理業者）との情報交換の不足</u>」（46%）が上位にあげられている。（図3-1参照）</p> <p>（中略）</p>
<p>3.2 処理業者の廃棄物情報の伝達に関する社内体制</p> <p>【解説】</p> <p>処理業者においても、排出事業者から<u>提供された情報（WDS等）</u>が、その廃棄物を実際に処理する担当部門へ確実に伝達される体制を整備することが求められる。</p> <p>例えば、営業と工場のコミュニケーションを円滑に行うために、全ての営業部門と工場のスタッフが情報を登録したり閲覧できるような<u>情報システム（社内情報システム、処理業者向けクラウドサービス等）</u>の活用により、工場にてオンラインで受入の可否判断の検討が始められれば効率的である。</p> <p>営業スタッフは、排出事業者から新規の廃棄物の依頼を受けたら、排出事業者</p>	<p>3.2 処理業者の廃棄物情報の伝達に関する社内体制</p> <p>【解説】</p> <p>処理業者においても、排出事業者から<u>入手した情報（WDS）</u>が、その廃棄物を実際に処理する担当部門へ確実に伝達される体制を整備することが求められる。</p> <p>例えば、営業と工場のコミュニケーションを円滑に行うために、全ての営業部門と工場のスタッフが情報を登録したり閲覧できるような<u>社内イントラネットワーク</u>（以下、「イントラ」とする。）を構築し、工場にてオンラインで、受入の可否判断の検討が始められれば効率的である。</p> <p>営業スタッフは、排出事業者から新規の廃棄物の依頼を受けたら、排出事業者</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>より得た事前情報を<u>情報システムに登録</u>する。営業スタッフが排出事業者とコミュニケーションを深めて新たな情報を入手したら、<u>その都度システム上の情報を更新し、工場の技術スタッフがそれらの情報を基に受入の可否や処理方法の判断の精度を高められる</u>。工場にてサンプルの分析を行ったら、その結果も<u>情報システムに登録</u>する。</p>	<p>より得た事前情報を<u>まず最初に登録</u>する。営業スタッフが排出事業者とコミュニケーションを深めて新たな情報を入手したら、<u>その都度イントラに登録し、工場の技術スタッフがそれらの情報を基に受入の可否や処理方法の判断の精度を高められる</u>。工場にてサンプルの分析を行ったら、その結果も<u>イントラに登録</u>する。</p>
<p>工場にて処理可能と判断され契約締結した後は、営業スタッフがこれらの情報を基に配車・引取・処分を手配する。これらの情報とマニフェスト情報を連動させることにより、各処理プロセスに対して廃棄物の情報を正確に伝達したり、処理の進捗状況を共有することができ、収集運搬から中間処理・最終処分までの管理を機動的に行うことができる。</p>	<p>工場にて処理可能と判断が下りて契約締結した後は、営業スタッフがこれらの情報を基に配車・引取・処分を手配する。これらの情報とマニフェスト情報を連動させることにより、各処理プロセスに対して廃棄物の情報を正確に伝達したり、処理の進捗状況を共有することができ、収集運搬から中間処理・最終処分までの管理を機動的に行うことができる。</p>
<p>このような取組により、様々な業種の色々な工程から排出される多様な廃棄物を処理した経験やノウハウが整理されて蓄積される。これにより、例えば新規の排出事業者の廃棄物の受入を検討する際も、過去に処理を行った同業他社の排出事業者からの廃棄物の組成・成分情報、さらには選択した処理方法のデータを基に、適切な処理方法や注意点を迅速に把握し効率よく計画することができるようになるといった効果もある。</p>	<p>このような取組みにより、様々な業種の色々な工程から排出される多様な廃棄物を処理した経験やノウハウが整理されて蓄積される。これにより、例えば新規の排出事業者の廃棄物の受入を検討する際も、過去に処理を行った同業他社の排出事業者からの廃棄物の組成や性状、さらには選択した処理方法のデータを基に、適切な処理方法や注意点を迅速に把握し効率よく計画することができるようになるといった効果もある。</p>

改訂後（第3版）			改訂前（第2版）			
廃棄物 MSDS ガイドライン検討調査委員会			廃棄物 MSDS ガイドライン検討調査委員会			
委員名簿			委員名簿			
(平成18年3月)			(平成18年3月)			
委員	委員長	酒井 伸一	京都大学 環境保全センター 教授	委員長	酒井 伸一	京都大学 環境保全センター 教授
	池原 洋一	横浜市 資源循環局 適正処理部 産業廃棄物対策課 排出指導係長	池原 洋一	横浜市 資源循環局 適正処理部 産業廃棄物対策課 排出指導係長	池原 洋一	横浜市 資源循環局 適正処理部 産業廃棄物対策課 排出指導係長
	岩本 公宏	三井化学(株) 環境安全役員付き部長	岩本 公宏	三井化学(株) 環境安全役員付き部長	岩本 公宏	三井化学(株) 環境安全役員付き部長
	大迫 政浩	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 室長	大迫 政浩	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 室長	大迫 政浩	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 室長
	岡 泰資	横浜国立大学 工学研究院機能創生部門 助教授	岡 泰資	横浜国立大学 工学研究院機能創生部門 助教授	岡 泰資	横浜国立大学 工学研究院機能創生部門 助教授
	貴田 晶子	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 主任研究員	貴田 晶子	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 主任研究員	貴田 晶子	国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 主任研究員
	福田 晃司	(社)全国産業廃棄物連合会調査部 主査	福田 晃司	(社)全国産業廃棄物連合会調査部 主査	福田 晃司	(社)全国産業廃棄物連合会調査部 主査
	福田 弘之	呉羽環境(株) 専務取締役	福田 弘之	呉羽環境(株) 専務取締役	福田 弘之	呉羽環境(株) 専務取締役
	山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター 教授	山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター 教授	山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター 教授
オブザーバー	豊島 賢治	経済産業省 製造産業局 化学課 補佐	豊島 賢治	経済産業省 製造産業局 化学課 補佐	豊島 賢治	経済産業省 製造産業局 化学課 補佐
	多久和 誠	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 補佐	多久和 誠	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 補佐	多久和 誠	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 補佐
(五十音順・敬称略)			(五十音順・敬称略)			

改訂後（第3版）			改訂前（第2版）		
平成24年度 産業廃棄物処理委託に係る情報提供等のあり方検討業務 WDSガイドライン等検討会			平成24年度 産業廃棄物処理委託に係る情報提供等のあり方検討業務 WDSガイドライン等検討会		
委員名簿			委員名簿		
(平成25年3月)			(平成25年3月)		
座長	酒井 伸一	京都大学 環境科学センター センター長・教授	座長	酒井 伸一	京都大学 環境科学センター センター長・教授
委員	大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	委員	大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
	葛西 聰	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長		葛西 聰	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長
	下井 康史	筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授		下井 康史	筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授
	杉田 昭義	杉田建材株式会社 常務取締役		杉田 昭義	杉田建材株式会社 常務取締役
	滝上 英孝	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター ライフサイクル物質管理研究室 室長		滝上 英孝	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター ライフサイクル物質管理研究室 室長
	中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科 元教授		中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科 元教授
	沼田 哲始	JFEスチール株式会社 環境管理部 主任部員		沼田 哲始	JFEスチール株式会社 環境管理部 主任部員
	福田 弘之	株式会社クレハ環境 代表取締役社長		福田 弘之	株式会社クレハ環境 代表取締役社長
(五十音順・敬称略)			(五十音順・敬称略)		

改訂後（第3版）			改訂前（第2版）																										
<p>平成29年度 廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方に係る検討会</p> <p>委員名簿</p> <p style="text-align: center;">(平成30年3月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">座長</td> <td style="width: 30%;">酒井 伸一</td> <td style="width: 60%;">京都大学 環境科学センター センター長</td> </tr> <tr> <td rowspan="9" style="vertical-align: top; width: 10%;">委員</td> <td>大塚 直</td> <td>早稲田大学大学院 法務研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>奥 真美</td> <td>公立大学法人首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授</td> </tr> <tr> <td>貴田 昌子</td> <td>愛媛大学 非常勤講師</td> </tr> <tr> <td>酒井 辰夫</td> <td>埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長</td> </tr> <tr> <td>城内 博</td> <td>日本大学理工学部 まちづくり工学科 教授</td> </tr> <tr> <td>杉澤 元達</td> <td>一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ 座長 兼 一般社団法人日本鉄鋼連盟 資源循環委員会 委員長</td> </tr> <tr> <td>中杉 修身</td> <td>元 上智大学大学院地球環境学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>藤吉 秀昭</td> <td>一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長</td> </tr> <tr> <td>森谷 賢</td> <td>公益社団法人全国産業廃棄物連合会 専務理事</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">オブザーバー</td><td>一般社団法人日本化学工業協会 一般社団法人日本建設業連合会</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(五十音順・敬称略)</p>			座長	酒井 伸一	京都大学 環境科学センター センター長	委員	大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	奥 真美	公立大学法人首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授	貴田 昌子	愛媛大学 非常勤講師	酒井 辰夫	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長	城内 博	日本大学理工学部 まちづくり工学科 教授	杉澤 元達	一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ 座長 兼 一般社団法人日本鉄鋼連盟 資源循環委員会 委員長	中杉 修身	元 上智大学大学院地球環境学研究科 教授	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長	森谷 賢	公益社団法人全国産業廃棄物連合会 専務理事	オブザーバー			一般社団法人日本化学工業協会 一般社団法人日本建設業連合会	(追加)
座長	酒井 伸一	京都大学 環境科学センター センター長																											
委員	大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授																											
	奥 真美	公立大学法人首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授																											
	貴田 昌子	愛媛大学 非常勤講師																											
	酒井 辰夫	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長																											
	城内 博	日本大学理工学部 まちづくり工学科 教授																											
	杉澤 元達	一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ 座長 兼 一般社団法人日本鉄鋼連盟 資源循環委員会 委員長																											
	中杉 修身	元 上智大学大学院地球環境学研究科 教授																											
	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長																											
	森谷 賢	公益社団法人全国産業廃棄物連合会 専務理事																											
オブザーバー			一般社団法人日本化学工業協会 一般社団法人日本建設業連合会																										

改訂後（第3版）			改訂前（第2版）
平成30年度 廃棄物処理制度における有害物質管理及び情報伝達のあり方に係る検討会 委員名簿 (平成31年3月)			(追加)
座長	酒井 伸一	京都大学 環境安全保健機構 附属環境科学センター センター長	
委員	大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	
	奥 真美	公立大学法人首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授	
	酒井 長夫	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長	
	城内 博	日本大学理工学部 まちづくり工学科 特任教授	
	武井 信広	一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルワーキンググループ座長	
	中杉 修身	元上智大学 教授	
	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長	
	森谷 賢	公益社団法人全国産業資源循環連合会 専務理事	
オブザーバー	紫竹 益吉	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長	
	奈良 恒雄	住友化学株式会社 レスポンシブルケア部 環境安全兼気候変動対応	
	天川 紀子	一般社団法人日本建設業連合会 環境部 次長	
(五十音順・敬称略)			
添付資料1 廃棄物データシート (WDS)		添付資料1 廃棄物データシート (WDS)	

<表面>

管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1 作成年月日	記入者		
2 排出事業者の名称等 所在地	所属	担当者	TEL FAX
3 廃棄物の名称			
4 廃棄物の発生工程 工程図等添付			
5 廃棄物の種類 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ()		
※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合			
6 特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
7 廃棄物の組成・成分情報 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号
14 その他主要成分			

<表面>

管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日 記入者

1 排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
□ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 □ 産業廃棄物 □ 特別管理産業廃棄物 □ 特別管理産業廃棄物	□ 汚泥 □ 産業廃棄物 □ 引火性廃油 □ 感染性廃棄物 □ 強酸 □ 強酸(有害) □ 強アルカリ	□ 廃油 □ 強アルカリ(有害) □ 鉛さい(有害) □ 廃アルカリ(有害) □ PCB等 □ 廃油(有害) □ 汚泥(有害)	□ 廃酸 □ 廃アルカリ □ 鉛さい(有害) □ 感染性廃棄物 □ 燃えがら(有害) □ ばいじん(有害) □ PCB等 □ 廃油(有害) □ 廃石綿等 □ 汚泥(有害) □ 指定下水汚泥 □ 廃酸(有害)
5 特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 ()には 水銀又はその化合物 ()カドミウム又はその化合物 ()鉛又はその化合物 ()有機燐化合物 ()六価カドム化合物 ()砒素又はその化合物 ()シアン化合物 ()PCB	トリクロロエチレン ()テトラクロロエチレン ()シクロメタ ()シマジン ()チオキンカルブ ()ベンゼン ()セレン ()ダイオキシン類 ()1,1,1-トリクロロエタン ()1,4-ジオキサン ()1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン ()チウラム ()シマジン ()チオキンカルブ ()ベンゼン ()セレン ()ダイオキシン類 ()1,1,1-トリクロロエタン ()1,4-ジオキサン ()1,1,2-トリクロロエタン
6 PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における消毒副生成物 前駆物質	□ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) □ N,N-ジメチルアリニン(DMAN) □ トリメチルアミン(TMA) □ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) □ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ デジメチルアミノエタール(DMAE) □ 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu)		
8 その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄 ()には ヨウ素 硝酸 アルミ その他	塩素 ()フッ素 ()亜鉛 ()アンモニア ()	臭素 ()炭酸 ()ニッケル ()ホウ素 ()
9 有害特性 (有・無・不明)	□ 爆発性 □ 引火性(°C) □ 酸化性 □ 有機過酸化物 □ 毒性ガス発生 □ 毒性ガス発生	□ 可燃性 □ 急性毒性 □ 慢性毒性 □ 生態毒性	□ 自然発火性(°C) □ 感染性 □ 重合反応性
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 沸点()	臭い() 融点()	色() 発熱量()
11 品質安定性	比重() 粘度()		
12 関連法規	pH () 水分()		
13 荷姿	□ 容器()	□ 車両()	□ その他()
14 排出頻度 数量	頻度() (kg · t · ヶ月 · m3 · 本 · 缶 · 袋 · 個)		
	年 · 月 · 週 · 日		

改訂後（第3版）					改訂前（第2版）					
8	その他含有物質	(<input type="checkbox"/>) 硫黄	(<input type="checkbox"/>) 塩素	(<input type="checkbox"/>) 臭素						
	O:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(<input type="checkbox"/>) ヨウ素	(<input type="checkbox"/>) フッ素	(<input type="checkbox"/>) 炭酸						
9	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレントライミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)								
	□ 有 <input type="checkbox"/> 無	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセソジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3-トリドロベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン								
10	有害特性	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)								
	□ 有 <input type="checkbox"/> 無 □ 不明 <input type="checkbox"/> 参考	■ 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(<input type="checkbox"/> ℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(<input type="checkbox"/> ℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 ■ 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 ■ 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 ■ その他(<input type="checkbox"/>)								
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> 一粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類: <input type="checkbox"/>) 色 (<input type="checkbox"/>) 比重(<input type="checkbox"/>) pH (<input type="checkbox"/>) 沸点(<input type="checkbox"/>) 融点(<input type="checkbox"/>) 発熱量(<input type="checkbox"/>) 水分(<input type="checkbox"/> %)								
	12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 (<input type="checkbox"/>)							
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 車両(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>)								
	14	排出頻度 数量	頻度: (<input type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 繼続予定) 数量: (<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> 瓶 <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日							
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載								
	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 <input type="checkbox"/> 一ガスマスク種類(<input type="checkbox"/>) 吸收缶種類(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>)								
16	応急処置	<input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>)								
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット(ほうき)、スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>) 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他(<input type="checkbox"/>)								
17	火災時措置	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法(<input type="checkbox"/>)								
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
18	その他の情報	SDS (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → (<input type="checkbox"/>)								
	<変更履歴／内容確認欄>					<排出事業者及び処理業者内容確認欄>				
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考	No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
<変更履歴>					<変更履歴>					
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容	No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>添付資料2 廃棄物データシート（WDS）の記載方法</p> <p>本データシート作成にあたって：</p> <p>(1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載してください。</p> <p>(2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載してください。</p> <p>(3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成してください。</p> <p>(4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の<u>組成・成分情報等</u>に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載してください。</p> <p><u>① 作成年月日</u> 排出事業者が、処理業者と十分協議し、本データシートを作成した年月日を記入してください。</p> <p><u>② 排出事業者の名称等</u> 本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載してください。</p> <p><u>③ 廃棄物の名称</u> 法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載してください。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載してください。</p>	<p>添付資料2 廃棄物データシート（WDS）の記載方法</p> <p>本データシート作成にあたって：</p> <p>(1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載して下さい。</p> <p>(2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載して下さい。</p> <p>(3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。</p> <p>(4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の<u>性状等</u>に想定範囲内の変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載して下さい。</p> <p><u>作成日</u> 排出事業者が、処理業者と十分協議し、本データシートを作成した年月日を記入して下さい。</p> <p><u>① 排出事業者（窓口）</u> 本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載して下さい。</p> <p><u>② 廃棄物の名称</u> 法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載して下さい。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載して下さい。</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>なお、実際の産業廃棄物とWDSの整合性を確認するために、WDSと表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載してください。</p>	<p>なお、実際の産業廃棄物とWDSの整合性を確認するために、WDSと表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載して下さい。</p>
<p>④ 廃棄物の発生工程</p> <p><u>工程図、使用原材料、有害物質・不純物の混入、排出場所等、処理業者において、廃棄物の組成・成分情報が不足している場合の推定根拠、成分の変動幅や分析頻度等の判断材料となる情報を記載してください。</u></p>	<p>③ 廃棄物の組成・成分情報</p> <p><u>廃棄物の組成・成分について、廃棄物の発生工程等を考慮しながら混合比率の高いと思われる順に記載してください。MSDSがあり、CAS No.の記載があれば、物質の特定に有効なので記載してください。成分名は商品名ではなく化学物質名を書いてください。また重要と思われる微量物質も記載してください。</u></p> <p><u>組成、成分に幅がある場合は、幅を持った数値表示で構いません。</u></p> <p><u>廃棄物の組成・成分がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。</u></p>
<p>⑤ 廃棄物の種類</p> <p><u>該当する項目の□内に△印でマーキングしてください（以下同様）。</u></p>	<p>④ 廃棄物の種類</p> <p><u>該当する項目の□内に△印でマーキングして下さい（以下同様）。</u></p>
<p>⑥ 特定有害廃棄物</p> <p><u>特別管理産業廃棄物のうち、特に有害性の高い物質あるいはそれらを含む廃棄物が、特定有害産業廃棄物とされています。</u></p> <p><u>ここでは、特定有害産業廃棄物に該当するか否かの判定基準が設定されている有害物質等を挙げています。</u></p> <p>含有している物質には○印、含有している可能性がある場合には△印、含有していない物質には×印を記載してください。</p> <p>特定有害物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、<u>⑯その他の情報における分析表添付にマーキングしてください。</u>分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。</p>	<p>⑤ 特定有害物質</p> <p><u>廃棄物を処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質（埋立基準が設定されている有害物質等）を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。</u></p> <p>含有している物質には○印、含有している可能性がある場合には△印、含有していない物質には×印を記載して下さい。</p> <p>特定有害物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。</p>
<p>⑦ 廃棄物の組成・成分情報</p>	<p>⑥ PRTR 対象物質</p>

改訂後（第3版）		改訂前（第2版）													
<p>化管法に規定される第一種指定化学物質等取扱事業者は、当該物質等を含有・付着していると考えられる廃棄物の処理を委託する際、「情報伝達が義務付けられている危険・有害物質」欄に、物質の名称等を記載してください。</p> <p>上記以外の成分については、下記を参照の上、自らが「対象事業者」であり、排出する廃棄物に「対象とする危険・有害物質等」が含まれる場合には、「伝達されるべき情報」に掲げる情報を「その他主要成分」欄へ記載するか検討してください。記載する際は、廃棄物の発生工程等を考慮しながら混合比率の高いと思われる順に、また、成分名は商品名ではなく化学物質名を記載してください。なお、重要と思われる微量物質も記載してください。当該成分について、廃棄物処理業者との双方向コミュニケーションにより、記載する物質を決定してください。</p> <p>廃棄物の組成・成分がわかる分析結果がある場合は、⑯その他の情報における分析表添付にマーキングしてください。</p>		<p>排出事業場が PRTR 対象物質の移動量のある届出事業場である場合には、該当を選択してください。さらに委託する廃棄物に PRTR 制度の第1種指定化学物質を含む場合には、その物質名を記載して下さい。</p> <p>参考までに、PRTR 第1種指定化学物質リスト（平成25年3月末現在）と水質汚濁防止法有害物質・指定物質との関係を p49～65 に示します。</p> <p>なお、PRTR 対象物質は適宜見直され、最新情報は下記 URL のページの中の第一種指定化学物質リスト（PDF版）に掲載していますので参照ください。</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html</p>													
<p>（参考）第一種指定化学物質以外で記載する物質等の一例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th><th>対象事業者</th><th>対象とする危険・有害物質等</th><th>伝達されるべき情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消防法</td><td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（第10条）の所有者、管理者又は占有者（第11条の5） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類（引火性液体）に該当しないもの </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・危険物の品名 </td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類に該当するもの（引火性液体） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・第四類危険物が含まれる旨及び最も引火点の低い危険物の品名 </td></tr> <tr> <td>毒劇法</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物営業者（第3条第3項）、特定毒物研究者（第3条の2第1項）、特定毒物使用者（第3条 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物（第2条第1項）及び劇物（第2条第2項） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・組成及び成分情報（SDSの3.） </td></tr> </tbody> </table>		法令	対象事業者	対象とする危険・有害物質等	伝達されるべき情報	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（第10条）の所有者、管理者又は占有者（第11条の5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類（引火性液体）に該当しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・危険物の品名 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類に該当するもの（引火性液体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四類危険物が含まれる旨及び最も引火点の低い危険物の品名 	毒劇法	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物営業者（第3条第3項）、特定毒物研究者（第3条の2第1項）、特定毒物使用者（第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物（第2条第1項）及び劇物（第2条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・組成及び成分情報（SDSの3.）
法令	対象事業者	対象とする危険・有害物質等	伝達されるべき情報												
消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（第10条）の所有者、管理者又は占有者（第11条の5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類（引火性液体）に該当しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・危険物の品名 												
		<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（第2条第7項）のうち第四類に該当するもの（引火性液体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四類危険物が含まれる旨及び最も引火点の低い危険物の品名 												
毒劇法	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物営業者（第3条第3項）、特定毒物研究者（第3条の2第1項）、特定毒物使用者（第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物（第2条第1項）及び劇物（第2条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の組成・成分情報（WDSの7.） ・組成及び成分情報（SDSの3.） 												

改訂後（第3版）				改訂前（第2版）
	の2第3項)又は業務上取扱者(第22条第1項及び第5項)			
安衛法	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象物について事業者が行うべき調査等(第57条の3第1項)を行う事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象物(第57条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の組成・成分情報(WDSの7.) 組成及び成分情報(SDSの3) 	

[情報伝達が義務付けられている危険・有害物質等に関する情報源]

- 化管法： 第一種指定化学物質
 - ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） SDS 対象物質とは
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>
- ・NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CH RIP）

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

(参考)

[上記以外の危険・有害物質等に関する情報源]

- 消防法： 危険物
 - ・消防法令抜粋（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento227_09_sankou1-4-1.pdf
- 毒劇法： 毒物及び劇物
 - ・厚生労働省 毒物劇物の安全対策 毒物劇物データベース
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>
 - ・NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CH RIP）

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
- 安衛法： 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト 表示・通知対象物質の一覧・検索
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>
 - ・NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CH RIP）

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p><u>⑧ その他含有物質</u></p> <p>「⑥特定有害廃棄物」に当たる物質以外で、廃棄物の処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質（最終的な無害化や安定化、資源化に向けて処理方法の選定や混触危険の回避に注意が必要な物質等）を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は、「⑦廃棄物の組成・成分情報」又は「⑧その他含有物質」の「その他」欄に必ず記載してください。</p> <p>含有している物質には○印、含有している可能性がある場合には△印、含有していない物質には×印を記載してください。これらのその他含有物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、⑯その他の情報における分析表添付にマーキングしてください。</p>	<p><u>⑦ 水道水源における消毒副生成物前駆物質</u></p> <p>委託する廃棄物に、水道水源における消毒副生成物前駆物質でホルムアルデヒドを生成しやすい8物質、ヘキサメチレンテトラミン（HMT）、1,1-ジメチルヒドラジン（DMH）、N,N-ジメチルアニリン（DMAN）、トリメチルアミン（TMA）、テトラメチルエチレンジアミン（TMED）、N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA）、ジメチルアミノエタノール（DMAE）、1,1-ジメチルグアニジン（DMGu）を含むと考えられる場合には、□内に△印でマーキングして下さい。</p>
<p><u>⑨ 水道水源における消毒副生成物前駆物質</u></p> <p>WDS様式では、利根川事業を受けて厚生労働省が浄水処理対応困難物質として指定した、浄水処理過程でホルムアルデヒドやクロロホルム等を生成しやすい物質を挙げています。処理委託する廃棄物に浄水処理対応困難物質を含むと考えられる場合には、□内に△印でマーキングしてください。</p>	<p><u>⑧ その他含有物質</u></p> <p>廃棄物を処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質（最終的な無害化や安定化、資源化に向けて処理方法の選定に注意が必要な物質等）を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。</p> <p>含有している物質には○印、含有している可能性がある場合には△印、含有していない物質には×印を記載して下さい。</p> <p>これらのその他含有物質の成分や濃度がわかる分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、当該欄の記載は必要ありません。</p>
<p><u>⑩ 有害特性</u></p> <p>処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要するため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。</p> <p>排出事業者は、有害特性の「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を全てマーキングし、「不明」を選択した場合は、処理業者と協議する時</p>	<p><u>⑨ 有害特性</u></p> <p>処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要するため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。</p> <p>排出事業者は、有害特性が「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を全てマーキングして下さい。また、「不明」を選択した場合は、処理業</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議してください。</p> <p>以下の有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングしてください。</p> <p>(略)</p>	<p>者と協議する時に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議して下さい。</p> <p><u>産業廃棄物の場合</u>、以下の有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングして下さい。</p> <p>(略)</p>
関連法令における対象物質の有害特性	(表追加)
関 係 法 規 等	有害特性
危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による危険物の運搬規則を定める告示	
別表第1 火薬類	H1
第3 腐食性物質	H8
第4 毒物類	H6.1
第5 引火性液体類	H3
第6 可燃性物質類	H4.1,4.2,4.3
第7 酸化性物質類	H5.1,5.2
第8 有害性物質	H9
労働安全衛生法 危険物	
施行令別表1 第1号 爆発性の物	H1,5.2
2号 発火性の物	H4.1,4.2,4.3
3号 酸化性の物	H5.1
4号 引火性の物	H3
有機溶剤中毒予防規則	H6.1,11
特定化学物質等障害予防規則	
第1類	H11
第2類	H11
第3類	H6.1
鉛中毒予防規則	H6.1,11
四アルキル鉛中毒予防規則	H6.1,11
毒物及び劇物取締法（毒物、劇物、特定毒物）	H6.1
消防法 危険物	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
第1類 酸化性固体	H5.1
第2類 可燃性固体	H4.1
第3類 自然発火性及び禁水性物質	H4.2,4.3,10
第4類 引火性液体	H3
第5類 自己反応性物質	H1,5.2
第6類 酸化性液体	H5.1
火薬類取締法（爆薬）	H1
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
第1種特定化学物質	H11
第2種特定化学物質	H11
指定化学物質	H11
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 有害液体物質及び環境大臣が査定した未査定液体物質（A～D類型物質）	H12
(平成17年3月環境省「有害廃棄物越境移動対策調査」報告書より（抜粋）)	
⑪ 廃棄物の物理的・化学的性状	⑩ 廃棄物の物理的・化学的性質
廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。	廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。
例えば、形状、臭い、色、比重、pH、沸点・融点、発熱量、粘性、含水率（水分）等について具体的に記載して下さい。	例えば、形状、臭い、色、比重、pH、沸点・融点、発熱量、粘度、含水率（水分）などについて具体的に記載して下さい。
⑫ 品質安定性	⑪ 品質安定性
廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。	廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
(削除)	<p>⑫ <u>関連法規</u> <u>廃棄物を取り扱う上で関連する法規について、MSDS の記載があれば参考にしながら、該当する法規にマーキングして下さい。関連する資格と関連法規の正式名称は下記の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険物取扱者（消防法）</u> ・<u>特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法）</u> ・<u>有機溶剤作業主任者（労働安全衛生法）</u> ・<u>毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法）</u> ・<u>悪臭防止法</u>
⑬ <u>荷姿</u> 該当する項目をマーキング又は記載して下さい。	⑬ <u>荷姿</u> 該当する項目をマーキング又は記載して下さい。
⑭ <u>排出頻度・数量</u> 委託する廃棄物の契約形態に応じて排出頻度と数量を記載し、単位をマーキングしてください。	⑭ <u>廃棄物の排出頻度・数量</u> 委託する廃棄物の契約形態に応じて排出頻度と数量を記載し、単位をマーキングしてください。
<u>⑮ 特別注意事項</u> <u>化学物質の取扱い等を規制する他法令により伝達される情報も参考に、保護具の着用、応急処置や緊急時対応に当たっての注意事項を記載してください。</u> <u>その他、適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載してください。</u> <u>・性状や取扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止等の措置、粉じん爆発の可能性等</u> <u>・保管上の注意事項として、温度・湿度等の保管条件、保管方法、容器腐食性等</u> <u>・鋭利な金属、針、ガラスの破片等の混入可能性</u>	<u>⑮ 特別注意事項</u> <u>適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載して下さい。</u> <u>例えば、他の廃棄物との混合等によりガス発生や爆発する可能性があることや、生活環境保全上の支障の恐れのある物質の前駆物質であること、さらにその場合の避けるべき処理方法、安全のために採用すべき処理方法等を記載してください。</u> <u>特に、P R T R 対象物質においては、環境中に放出された後に生活環境保全上の支障の恐れのないよう適正処理に十分注意が必要であり、燃焼分解特性のある物質については無害化性能に優れた焼却処理を採用する等の配慮が必要となり</u>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染や環境中に放出された後の支障発生の可能性 ・他の廃棄物との混合等によりガス発生や爆発する可能性があることや、生活環境保全上の支障の恐れのある物質の前駆物質であること、避けるべき処理方法、安全のために採用すべき処理方法等 ・P R T R 対象物質においては、環境中に放出された後に生活環境保全上の支障の恐れのないよう適正処理に十分注意が必要であり、燃焼分解特性のある物質については無害化性能に優れた焼却処理を採用する等の配慮が必要となること 	<p>ます。</p>
(略)	(略)
	<p>また、性状や取り扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止などの措置、粉じん爆発の可能性、保管上の注意事項として、温度・湿度などの保管条件、保管方法、容器腐食性などについて記載して下さい。</p> <p>鋭利な金属、針、ガラスの破片等は前処理過程等で問題となることもあるため、混入する可能性がある場合は、その旨を記載して下さい。</p> <p>また、環境汚染や環境中に放出された後の支障発生の可能性がある場合は、その内容と理由を記載して下さい。</p>
<p>⑯ その他の情報（サンプル提供等）</p> <p>サンプル提供の有無と、サンプル採取の特性（均一サンプル、不均一サンプル、サンプルの一部分）等について該当する項目をマーキングしてください。</p> <p>＜変更履歴・内容確認欄＞について</p> <p>排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名を記名ください。</p> <p>廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を判るようにした上で、変更No.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、</p>	<p>その他の情報（サンプル提供、発生工程など）</p> <p>サンプル提供の有無と、サンプル採取の特性（均一サンプル、不均一サンプル、サンプルの一部分）等について該当する項目をマーキングして下さい。</p> <p>また、委託する廃棄物の写真（荷姿、容器、容器のラベル等）があれば、有にマーキングして下さい。</p> <p>廃棄物の発生工程については、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物、廃棄物発生源等について可能な限り詳細な情報を記載して下さい。これらの情報は、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p><u>早急に処理業者へ情報を伝達してください。</u></p>	<p><u>定、分析頻度決定等の判断のための材料として有効な情報となります。</u></p> <p><u>また、排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名にサインをして下さい。</u></p> <p><u>廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を雲マーク等で判るようにした上で、変更No.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、早急に処理業者へ情報を伝達して下さい。</u></p>

8	その他含有物質 ○含有 ×非含有 △含有の可能性あり	() 硫黄 () 塩素 () 氯 () ヨウ素 () フッ素 () 炭 () 硝酸 () 亜鉛 () ニ () 鉄 () アルミニウム () ホウ素 () アンチモン	その他含有物質は、含有の有無や可能性について、発生工程等から推定等により○×△で記入。(6項目と同様)																		
9	水道水源における消毒副生成物 前駆物質 「有」、「無」	生成物質 ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) 〔ヘキサメチレントライミン(HMT) 〔1,1-ジメチルヒドラジン(DM) 〔N,N-ジメチルアミリン(DMAN) 〔トリメチルアミン(TMA) 〔テトラメチルエチレンジアミン(TMED) 〔N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) 〔ジメチルアミン 生成物質 クロロホルム(塩素処理により生成) 〔アセトジカルボン酸 〔1,3-ジハ 〔1,3-ジカルボキシベンゼン 〔アセチル 〔3-アミノアセチルエーテル 生成物質、臭素酸(オル必換により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモエチルクロロメタン等 〔臭化物(臭化カリウム等)	消毒副生成物前駆物質は、含有が見込まれる物質がある場合、該当する物質を選択。																		
10	有害特性 「有」、「無」 「不明」参考	「爆発性」 「引火性(℃)」 「可燃性」 「酸化性」 「有機過酸化物」 「急性毒性」 「毒性ガス発生」 「慢性毒性」 「生態毒性」 「その他」	有害特性は、SDSに記載されているGHS分類等を参考とし、該当する特性があれば選択。																		
11	廃棄物の物理的・化学的性状 形状 臭気 色 比重 pH 沸点 融点 発熱量	形状 「固形」 「液状」 「粘性」 「無」 有 臭気 「無」 「有」 → 「弱」 「中」 「強」 (臭気種類:) 色 () 比重 () pH () 沸点 () 融点 () 発熱量 ()	物理的・化学的性状は、必ずしも全項目記入する必要はない、有害特性等に関連する項目を記入。																		
12	品質安定性 経時変化 「有」、「無」 有る場合は具体的に記入																				
13	荷姿 「容器 () 「車両 ()																				
14	排出頻度 頻度: () 「スポット」 「継続予定」 数量: () 「kg」 「t」 「ml」 「本」 「缶」 「袋」 「個」 「1年」 「月」 「週」 「日」																				
15	特別注意事項 ※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具 「ガスマスク着用」 「ガスマスク種類 () 」 吸収缶種類 () 「保護手袋」 「保護メガネ」 「その他 ()」 応急処置 「吸入口 → 「新鮮な空気の場所に移動し支撑にする」 「その他 ()」 「皮膚付着時 → 「多量の水で洗い落す」 「その他 ()」 「目に入った場合 → 「多量の水で洗い落す」 「その他 ()」 「飲み込んだ場合 → 「多量の水を飲ませ吐かせる」 「その他 ()」 清浄時措置 除去方法: 「吸着マット・ほうき・スコップで回収する」 「その他 ()」 除去作業時の注意 水による消火 () 火災時措置 その他 「有」、「無」	その他特記事項があれば、本欄に記入し注意喚起を行う。 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止、水との接触禁止、火気厳禁 ・粉じん爆発、容器腐食等の可能性 ・廃棄物の性状変化、環境放出後の支障発生の可能性 等																			
16	その他の情報 SDS () 「有」、「無」 分析表 () 「有」、「無」 サンプル () 「有」、「無」 写真 () 「有」、「無」 その他 () 「有」、「無」	サンプルを提供した場合は、採取したサンプルの特性(均一/不均一/一部分等)について該当項目を選択																			
<p><変更履歴/内容確認欄></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>日付</th> <th>区分</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>変更内容/備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「変更履歴/内容確認」の欄は、記載内容の確認・変更の際、排出事業者と処理業者が十分な協議を行い合意が得られた段階で双方が記名。区分欄には「変更」「内容確認」のいずれかを記入。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目にどの程度の変更が生じた場合に連絡するか取り決めておくことが望ましい。また、変更契約が必要となる場合(廃棄物の種類の変更、処理方法の変更等)は、新たにWDSを作成することが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table>				No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考						「変更履歴/内容確認」の欄は、記載内容の確認・変更の際、排出事業者と処理業者が十分な協議を行い合意が得られた段階で双方が記名。区分欄には「変更」「内容確認」のいずれかを記入。						性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目にどの程度の変更が生じた場合に連絡するか取り決めておくことが望ましい。また、変更契約が必要となる場合(廃棄物の種類の変更、処理方法の変更等)は、新たにWDSを作成することが望ましい。
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考																
					「変更履歴/内容確認」の欄は、記載内容の確認・変更の際、排出事業者と処理業者が十分な協議を行い合意が得られた段階で双方が記名。区分欄には「変更」「内容確認」のいずれかを記入。																
					性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目にどの程度の変更が生じた場合に連絡するか取り決めておくことが望ましい。また、変更契約が必要となる場合(廃棄物の種類の変更、処理方法の変更等)は、新たにWDSを作成することが望ましい。																

15	特別注意事項 〔有・無〕	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等	排出事業者は、原材料や薬品等を使用し、避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法等の注意事項について最も知り得る立場にある。これらについて判っていることは、「特別注意事項」の欄に記載して、処理業者に対して確実に注意喚起を行うこと。																																									
<p>サンプル提供した場合は、採取したサンプルの特性(均一/不均一/一部分等)について該当する項目をマークする。</p> <p>【参考】その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> サンプル等提供 () 均一サンプル有 () 不均一サンプル有 () サンプルの一部分有 () サンプル無 () 写真有 産業廃棄物の発生工程等 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のフレームの推定、分析頻度等の判断材料となります。) <p>産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議により、処理する上での必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。 発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようにすること。</p>																																												
<p><排出事業者及び処理業者内容確認欄></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>内容確認日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「内容確認」の欄は、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう複数の欄を設けている。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><変更履歴></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>変更日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。</p>				No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考					「内容確認」の欄は、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう複数の欄を設けている。																No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者												
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考																																								
				「内容確認」の欄は、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう複数の欄を設けている。																																								
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者																																									

株式会社 環境省

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
表削除	PRTR 第一種指定化学物質リスト・水質汚濁防止法対象物質・廃棄物処理法特定 <u>有害廃棄物</u> 表略
添付資料3 廃棄物データシート（WDS）の記入例 記入例1： <u>化学工場の汚泥（シクロヘキサン含有）</u>	添付資料3 廃棄物データシート（WDS）の記入例 記入例1 <u>化学工業：廃液（ヘキサメチレンテトラミン）</u>

< 表面 >

管理番号 *****-*****

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1 作成年月日	20XX年〇月〇日		記入者 ○○ ○○	
2 排出事業者の名称等	名称 株式会社〇〇	所属 〇〇工場 〇〇部 〇〇課	所在地 〒 ****-**** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 〇〇 〇〇 TEL ****-****-**** FAX ****-****-****
3 廃棄物の名称	紙おむつ用高分子吸収体			
4 廃棄物の発生工程				
5 工程図等添付	紙おむつ用高分子吸収体製造工程(溶媒としてシクロヘキサンを使用)の不良品			
6 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()			
※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合				
7 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有(はいじん)等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
8 特定有害廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> アルキル水銀 (x) ドクロロエチレン (x) 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 (x) テトラクロロエチレン (x) チウラム <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 (x) ジクロロメタン (x) シマジン <input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 (x) 四塩化炭素 (x) チオベンカルブ <input type="checkbox"/> 有機燃焼化合物 (x) 1,2-ジクロロエタン (x) ベンゼン <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 (x) 1,1-ジクロロエチレン (x) セレン <input type="checkbox"/> 硒素又はその化合物 (x) シス-1,2-ジクロロエチレン (x) ダイオキシン類 <input type="checkbox"/> シアン化合物 (x) 1,1,1-トリクロロエタン (x) 1,4-ジオキサン <input type="checkbox"/> PCB (x) 1,1,2-トリクロロエタン			
9 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	
10 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質				
11 その他主要成分	水 75% 高分子吸収体(ポリacrylic acidナトリウム) 20% シクロヘキサン 5%、110-82-7(CAS登録番号)			

< 表面 >

管理番号 *****-*****

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

1 排出事業者	名称 株式会社 ○○	所属 〇〇〇〇部	所在地 〒 ****-**** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 〇〇 〇〇 TEL ****-****-**** FAX ****-****-****
2 廃棄物の名称	廃液			
3 廃棄物の組成・成分情報	主成分 ヘキサメチレンテトラミン 20~30% (全窒素濃度として 〇〇ppm) 他成分 ホルムアルデヒド 〇〇ppm ナトリウム 〇〇ppm 残りは水			MSDSがある場合、CAS No. ヘキサメチレンテトラミン 100-97-0
4 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
5 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input checked="" type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ (pHによる) <input type="checkbox"/> その他 ()			
6 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
7 特定有害廃棄物	アルキル水銀 (x) ドクロロエチレン (x) 1,3-ジクロロプロパン (x) 水銀又はその化合物 (x) テトラクロロエチレン (x) チウラム (x) カドミウム又はその化合物 (x) ジクロロメタ (x) シマジン (x) 鉛又はその化合物 (x) 四塩化炭素 (x) チオベンカルブ (x) 有機燃焼化合物 (x) 1,2-ジクロロエタ (x) ベンゼン (x) 六価クロム化合物 (x) 1,1-ジクロロエチレン (x) セレン (x) 硒素又はその化合物 (x) シス-1,2-ジクロロエチレン (x) ダイオキシン類 (x) シアン化合物 (x) 1,1,1-トリクロロエタ (x) 1,4-ジオキサン (x) PCB (x) 1,1,2-トリクロロエタ (x)			
8 分析表添付(廃棄物処理法)				
9 PRTR対象物質	届出事業所 (該当) 非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当) 非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 ヘキサメチレンテトラミン			
10 水道水源における消毒副生成物	<input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> DN-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリメテルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメテルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> DN-ジメチルエチラミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu)			
11 前駆物質				
12 その他の他含有物質	硫黄 (x) 塩素 (x) 臭素 (x) 水素 (x) ヨウ素 (x) フッ素 (x) 炭酸 (x) 硝酸 (x) 垂鉛 (x) ニッケル (x) アルミ (x) アンモニア (x) ホウ素 (x) その他 ()			
13 分析表添付(組成)				
14 有害特性	<input checked="" type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input checked="" type="checkbox"/> その他の (皮膚腐食性、呼吸器感作性)			
15 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(液状) () 売り() 色() 比重(約1.2) pH (7程度) 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()			
16 品質安定性	経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入			
17 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 汚漏防止法指定物質			
18 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 () <input checked="" type="checkbox"/> 車両(タンクローリー) <input type="checkbox"/> その他()			
19 排出頻度	頻度 (10)	kg (t)	m3 (1/2)	本・缶・袋・個 (1年) 月・週・日

8	その他含有物質	(<input checked="" type="checkbox"/>) 硫黄 (<input checked="" type="checkbox"/>) 塩素 (<input checked="" type="checkbox"/>) 臭素 <input type="checkbox"/> 含有 (<input checked="" type="checkbox"/>) ヨウ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) フッ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) 炭酸 <input type="checkbox"/> 非含有 (<input checked="" type="checkbox"/>) 硝酸 (<input checked="" type="checkbox"/>) 亜鉛 (<input checked="" type="checkbox"/>) ニッケル <input type="checkbox"/> 含有の可能性あり (<input checked="" type="checkbox"/>) 銅 (<input checked="" type="checkbox"/>) アルミ (<input checked="" type="checkbox"/>) アンモニア <input type="checkbox"/> (<input checked="" type="checkbox"/>) ホウ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) アンチモン (<input checked="" type="checkbox"/>) その他 ()	
	水道水源における消毒副生成物	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)	
	9	前駆物質	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセソジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン	
生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input checked="" type="checkbox"/> 引火性 (-18 °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 (°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input checked="" type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 不明 参考 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input checked="" type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 皮膚腐食性・刺激性: 区分2、吸引性呼吸器有害性: 区分2)	
	11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input checked="" type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類: <input type="checkbox"/>) 色 (薄い黄) 比重(1.03) pH (<input type="checkbox"/>) 沸点(81.4°C) 融点(6.5°C) 発熱量(<input type="checkbox"/>) 水分(75 %)
		12	品質安定性
13		荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (<input type="checkbox"/> ドラム缶) <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)
14	排出頻度	頻度: (<input checked="" type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 継続予定)	
	数量	数量: (<input type="checkbox"/> 1) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> % <input checked="" type="checkbox"/> m <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日	
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載	
	保護具	<input checked="" type="checkbox"/> ガスマスク着用 <input type="checkbox"/> 一ガスマスク種類 (<input type="checkbox"/>) 吸収缶種類 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 保護手袋 <input checked="" type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)	
	応急措置	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入時 → <input checked="" type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 直ちに医者に連絡)	
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) 除去作業時の注意: <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)	
	火災時措置	水による消火 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法 (<input type="checkbox"/> 噴霧水(棒状注水不可)、泡・粉末消火剤)	
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・熱に不安定。移送時の流動等の際に静電気を発生しやすく、わずかな放電で引火する危険がある。 ・酸化剤や過酸化物との接触で、火災や爆発を起こすことがある。	
	16	その他の情報	SDS (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input checked="" type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → (<input type="checkbox"/>)

15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 <p>当廃液に含まれるヘキサメチレンテトラミンは、酸や塩素と反応しホルムアルデヒドとアンモニアになる。河川へ流出した場合水道水源に多大な影響を与えるため、焼却処理が望ましい。</p>	

【参考】 その他の情報																												
<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル等提供 <input checked="" type="checkbox"/> 均一サンプル有 <input type="checkbox"/> 不均一サンプル有 <input type="checkbox"/> サンプルの一部分有 <input type="checkbox"/> サンプル無 <input type="checkbox"/> 写真有) 																												
<p>産業廃棄物の発生工程等 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)</p> <p>「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。</p> <p>(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のフレームの推定、分析頻度等の判断材料となります。)</p>																												
<p><排出事業者及び処理業者内容確認欄></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>内容確認日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td>〇〇課〇〇〇〇</td> <td>〇〇株式会社〇〇〇〇</td> <td>〇〇株式会社にて収集運搬</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇課〇〇〇〇	〇〇株式会社〇〇〇〇	〇〇株式会社にて収集運搬																
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考																								
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇課〇〇〇〇	〇〇株式会社〇〇〇〇	〇〇株式会社にて収集運搬																									
<p><変更履歴></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>変更日時</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容																				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容																								

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>記入1の作成にあたって作成した SDS の例（モデル SDS を使用した場合）</p> <p>略</p>	
記入例2：製造工場の廃液	記入例2 化学工業 引火性廃油

< 表面 >				管理番号 ****-****			
廃棄物データシート(WDS)				管理番号 ****-****			
<p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p> <p>※3 一品目に対して、一枚作成ください。</p>							
1 作成年月日	20XX年〇月〇日	記入者 〇〇 〇〇		2 排出事業者の名称等	株式会社〇〇	所属 〇〇工場 〇〇部 〇〇課	記入者 〇〇 〇〇
2 所在地	〒 ***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者	〇〇 〇〇	TEL ****-****	FAX ****-****	3 廃棄物の名称	廃液
4 廃棄物の発生工程	〇〇製品の製造工程で発生する廃液						
5 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input checked="" type="checkbox"/> 廃酸 <input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)						
6 特定有害廃棄物	○:含有 (x) アルキル水銀 (x) トリクロロエチレン (x) 1,3-ジクロロプロパン ×:非含有 (x) 水銀又はその化合物 (x) テトラクロロエチレン (x) チウラム △:含有の可能性あり (x) カドミウム又はその化合物 (x) ジクロロメタン (x) シマジン (x) 鉛又はその化合物 (x) 四塩化炭素 (x) チオベンカルブ (x) 有機燃焼化合物 (x) 1,2-ジクロロエタン (x) ベンゼン (x) 六価クロム化合物 (x) 1,1-ジクロロエチレン (x) セレン (x) 硫素又はその化合物 (x) シス-1,2-ジクロロエチレン (x) ダイオキシン類 (x) シアン化合物 (x) 1,1,1-トリクロロエタン (x) 1,4-ジオキサン (x) PCB (x) 1,1,2-トリクロロエタン						
7 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号				
<input checked="" type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	ヘキサメチレンテトラミン	10%	100-97-0				
8 その他主要成分	ホルムアルデヒド 〇〇 % ナトリウム 〇〇 % 残りは水						

< 表面 >				管理番号 ****-****			
廃棄物データシート(WDS)				管理番号 ****-****			
<p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p>							
作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	名称 株式会社 〇〇	所属 〇〇〇〇部	記入者 〇〇 〇〇				
所在地 〒 ***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 〇〇 〇〇	TEL ****-****	FAX ****-****				
2 廃棄物の名称	ヘキサン混合熱媒油						
3 廃棄物の組成・成分情報	(比率が高いと思われる順に記載) 主成分 1.ジベンジルトルエン 70-90% 他 2.ヘキサン 30-10%				MSDSがある場合、CAS No. 1.CAS 26898-17-9 2.CAS 110-54-3		
	*使用量からの推測量						
4 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物						
	<input checked="" type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)						
5 特定有害廃棄物	アルキル水銀 (x) トリクロロエチレン (x) 1,3-ジクロロプロパン (x) 水銀又はその化合物 (x) テトラクロロエチレン (x) チウラム (x) カドミウム又はその化合物 (x) ジクロロメタン (x) シマジン (x) 鉛又はその化合物 (x) 四塩化炭素 (x) チオベンカルブ (x) 有機燃焼化合物 (x) 1,2-ジクロロエタン (x) ベンゼン (x) 六価クロム化合物 (x) 1,1-ジクロロエチレン (x) セレン (x) 硫素又はその化合物 (x) シス-1,2-ジクロロエチレン (x) ダイオキシン類 (x) シアン化合物 (x) 1,1,1-トリクロロエタン (x) 1,4-ジオキサン (x) PCB (x) 1,1,2-トリクロロエタン (x)						
6 PRTR対象物質	届出事業所 (該当) 非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当) 非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 *参考 ジビニルベンゼン 化審法: 第一種監視化学物質 ヘキサン-PRTR 1-392						
7 水道水源における消毒副生成物	ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> NNN-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> NNN-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu)						
8 その他他含有物質	硫黄 (x) 塩素 (x) 臭素 (x) ヨウ素 (x) フッ素 (x) 炭酸 (x) 硝酸 (x) 亜鉛 (x) ニッケル (x) アルミ (x) アンモニア (x) ホウ素 (x) その他 ()						
9 有害特性	(有・無・不明) □爆発性 <input checked="" type="checkbox"/> 引火性(-22 °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input checked="" type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他 ()						
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(液体) 臭い(ガリガリ)臭 色(黒褐色) 比重(0.9-1) pH () 沸点(69°C) 蒸点() 発熱量() 粘度() 水分()						
11 品質安定性	経時変化(有無) 有る場合は具体的に記入						
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭						
13 荷姿	容器 () <input checked="" type="checkbox"/> 車両(一石対応ローリー) <input type="checkbox"/> その他()						
14 排出頻度	頻度(スポット <input checked="" type="checkbox"/> 継続予定) 数量 (10 kg) m3 · 本 · 缶 · 袋 · 個 3回 / 年 (月) 週 (日)						

8	その他含有物質	(<input checked="" type="checkbox"/>) 硫黄 (<input checked="" type="checkbox"/>) 塩素 (<input checked="" type="checkbox"/>) 臭素 <input type="checkbox"/> 含有 <input checked="" type="checkbox"/> 非含有 <input type="checkbox"/> 含有の可能性あり	(<input checked="" type="checkbox"/>) ヨウ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) フッ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) 炭酸 <input checked="" type="checkbox"/> 硝酸 (<input checked="" type="checkbox"/>) 亜鉛 (<input checked="" type="checkbox"/>) ニッケル <input checked="" type="checkbox"/> 銅 (<input checked="" type="checkbox"/>) アルミ (<input checked="" type="checkbox"/>) アンモニア <input checked="" type="checkbox"/> ホウ素 (<input checked="" type="checkbox"/>) アンチモン (<input checked="" type="checkbox"/>) その他 ()	
	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input checked="" type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input checked="" type="checkbox"/> メチルアミノエタノール(DMAE)		
	9	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトニカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レジルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3-5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン	
		生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
10	有害特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(<input type="checkbox"/> ℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(<input type="checkbox"/> ℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input checked="" type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (皮膚腐食性・刺激性・区分1、呼吸器感作性・区分1、皮膚感作性・区分1)		
	不明 参考			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input checked="" type="checkbox"/> 液状 <input checked="" type="checkbox"/> 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類: <input type="checkbox"/>) 色 (薄い黄) 比重(<input type="checkbox"/>) pH(<input type="checkbox"/>) 沸点(<input type="checkbox"/>) 融点(<input type="checkbox"/>) 発熱量(<input type="checkbox"/>) 水分(<input type="checkbox"/> %)		
	12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入(<input type="checkbox"/>)	
13	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (<input type="checkbox"/> ドラム缶) <input type="checkbox"/> 車両 (<input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
14	排出頻度	頻度: (<input checked="" type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 繙続予定)		
	数量	数量: (<input type="checkbox"/> 1) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t ² <input checked="" type="checkbox"/> m <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日		
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載		
	保護具	<input checked="" type="checkbox"/> ガスマスク着用 <input type="checkbox"/> 一ガスマスク種類 (<input type="checkbox"/>) 吸收缶種類 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 保護手袋 <input checked="" type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
	応急処置	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入時 <input checked="" type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 皮膚付着時 <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 目に入った場合 <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) <input checked="" type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 直ちに医者に連絡)		
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>) 除去作業時の注意: <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
	火災時措置	水による消火 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一消火方法 (<input type="checkbox"/> 噴霧水・泡・粉末消火剤)		
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
16	その他の情報	SDS (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input checked="" type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → (<input type="checkbox"/>)		

15	特別注意事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 強い引火性があり、静電気など火源にさらさない。 難分解性物質で漏らさない。 ・他の廃棄物との混合禁止 酸化剤と混合禁止 粉じん爆発の可能性 ミストは着火、爆発 ・容器腐食性の可能性／注意点 金属、ガラス容器使用。 プラスチック、ゴム使用禁止。 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 漏れた場合に難分解性物質のため長く環境汚染となる。 ・取扱時必要な保護具 有機溶剤用保護マスク、ゴーグル型保護メガネ、耐油性ゴム手袋、耐油性長靴 ・応急処置 吸入時 新鮮な空気の場所に移し、直ちに医師の手当を受ける。 皮膚付着時 大量の水で洗い流し直ちに医師の手当を受ける。 目に入った場合 清水で15分間洗い、直ちに医師の手当を受ける。 飲み込んだ場合 大量の水を飲ませ、直ちに医師の手当を受ける。

【参考】 その他の情報

- ・サンプル等提供 均一サンプル有 不均一サンプル有 サンプルの一部分有 サンプル無 写真有
- ・産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のフレームの推定、分析頻度等の判断材料となります。)

ヘキサン 

・反応工程で製品切り替えの際に、熱媒配管をヘキサンで洗浄しローリーで排出したもの。
 ・熱媒配管にヘキサンが誤って混合し、配管から脱液及び共洗い液をドラム缶へ移したもの。

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>			
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇課〇〇〇〇	〇〇株式会社〇〇〇〇
			〇〇株式会社にて収集運搬
<変更履歴>			
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者
			変更内容

改訂後（第3版）				改訂前（第2版）																																																																																											
<p>記入例3：コークス炉ガスの精製工程で用いられた廃吸着剤</p> <p>表 面 ></p> <p>廃棄物データシート(WDS)</p> <p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p> <p>※3 一品目に対して、一枚作成ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 作成年月日</td> <td>20XX年〇月〇日</td> <td colspan="2">記入者 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>2 排出事業者の名称等</td> <td>株式会社〇〇</td> <td>所属</td> <td>〇〇工場 〇〇部 〇〇課</td> </tr> <tr> <td>3 廃棄物の名称</td> <td colspan="3">廃吸着剤</td> </tr> <tr> <td>4 廃棄物の発生工程</td> <td colspan="3">コークス炉ガスの精製工程 ※コークス炉ガスには主成分(水素、メタン等)のほか、微量成分(硫化水素、タールミスト等)が含まれている。 ※精製工程で、吸着剤(モレキュラーシーブ)により微量成分を除去し、主成分の水素・メタン等は、コークス炉の燃料として再利用される。</td> </tr> <tr> <td>5 廃棄物の種類</td> <td colspan="3"> <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) </p> </td> </tr> <tr> <td>6 特定有害廃棄物</td> <td colspan="3"> <p>○:含有 <input type="checkbox"/> アルキル水銀 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 <input type="checkbox"/> シクロロタノン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> チオベンゾルブ <input type="checkbox"/> 有機燃焼化合物 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> セレン <input type="checkbox"/> 硫素又はその化合物 <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> ダイオキシン類 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,4-ジオキサン <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン </p> <p>△:含有の可能性あり</p> </td> </tr> <tr> <td>7 廃棄物の組成・成分情報</td> <td>物質名又は品名</td> <td>量・濃度</td> <td>CAS登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p><input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他主要成分</p> <p>吸着剤(モレキュラーシーブ)：95%程度、酸化ナトリウムや酸化アルミニウムを構成元素とした、アルミニケイ酸ナトリウム/カルシウムと粘土鉱物の焼成混合物(合成セオライト) 硫化水素:1%(平均値)、7783-06-4(CAS登録番号) メチルメカブタノ:1%(平均値)、74-93-1(CAS登録番号) タールミスト(コールタール):0.1%(平均値) </p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>記入例3 めっき工業 強アルカリ廃液</p> <p>表 面 ></p> <p>廃棄物データシート(WDS)</p> <p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p> <p>作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 記入者 ○○ ○○</p> <table border="1"> <tr> <td>1 排出事業者</td> <td>名称 ○○ 鎌金株式会社</td> <td>所属 ○〇〇部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>担当者 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>2 廃棄物の名称</td> <td colspan="2">強アルカリ廃液</td> </tr> <tr> <td>3 廃棄物の組成・成分情報</td> <td>主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%</td> <td>MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5</td> </tr> <tr> <td>4 廃棄物の種類</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>5 特定有害廃棄物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) </td> </tr> <tr> <td>6 PRTR対象物質</td> <td colspan="2"> <p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>7 水道水源における消毒副生成物</td> <td colspan="2"> <p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p> </td> </tr> <tr> <td>8 その他含有物質</td> <td colspan="2"> <p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p> </td> </tr> <tr> <td>9 有害特性</td> <td colspan="2"> <p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p> </td> </tr> <tr> <td>10 廃棄物の物理的性状・化学的性状</td> <td colspan="2"> <p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p> </td> </tr> <tr> <td>11 品質安定性</td> <td colspan="2">経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入</td> </tr> <tr> <td>12 関連法規</td> <td colspan="2">危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質 </td> </tr> <tr> <td>13 荷姿</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>14 排出頻度</td> <td colspan="2"> <p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p> </td> </tr> </table></td></tr></table>				1 作成年月日	20XX年〇月〇日	記入者 ○○ ○○		2 排出事業者の名称等	株式会社〇〇	所属	〇〇工場 〇〇部 〇〇課	3 廃棄物の名称	廃吸着剤			4 廃棄物の発生工程	コークス炉ガスの精製工程 ※コークス炉ガスには主成分(水素、メタン等)のほか、微量成分(硫化水素、タールミスト等)が含まれている。 ※精製工程で、吸着剤(モレキュラーシーブ)により微量成分を除去し、主成分の水素・メタン等は、コークス炉の燃料として再利用される。			5 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()			<p>※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) </p>				6 特定有害廃棄物	<p>○:含有 <input type="checkbox"/> アルキル水銀 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 <input type="checkbox"/> シクロロタノン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> チオベンゾルブ <input type="checkbox"/> 有機燃焼化合物 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> セレン <input type="checkbox"/> 硫素又はその化合物 <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> ダイオキシン類 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,4-ジオキサン <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン </p> <p>△:含有の可能性あり</p>			7 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	<p><input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質</p>				<p><input checked="" type="checkbox"/> その他主要成分</p> <p>吸着剤(モレキュラーシーブ)：95%程度、酸化ナトリウムや酸化アルミニウムを構成元素とした、アルミニケイ酸ナトリウム/カルシウムと粘土鉱物の焼成混合物(合成セオライト) 硫化水素:1%(平均値)、7783-06-4(CAS登録番号) メチルメカブタノ:1%(平均値)、74-93-1(CAS登録番号) タールミスト(コールタール):0.1%(平均値) </p>				<p>記入例3 めっき工業 強アルカリ廃液</p> <p>表 面 ></p> <p>廃棄物データシート(WDS)</p> <p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p> <p>作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 記入者 ○○ ○○</p> <table border="1"> <tr> <td>1 排出事業者</td> <td>名称 ○○ 鎌金株式会社</td> <td>所属 ○〇〇部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>担当者 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>2 廃棄物の名称</td> <td colspan="2">強アルカリ廃液</td> </tr> <tr> <td>3 廃棄物の組成・成分情報</td> <td>主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%</td> <td>MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5</td> </tr> <tr> <td>4 廃棄物の種類</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>5 特定有害廃棄物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) </td> </tr> <tr> <td>6 PRTR対象物質</td> <td colspan="2"> <p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>7 水道水源における消毒副生成物</td> <td colspan="2"> <p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p> </td> </tr> <tr> <td>8 その他含有物質</td> <td colspan="2"> <p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p> </td> </tr> <tr> <td>9 有害特性</td> <td colspan="2"> <p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p> </td> </tr> <tr> <td>10 廃棄物の物理的性状・化学的性状</td> <td colspan="2"> <p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p> </td> </tr> <tr> <td>11 品質安定性</td> <td colspan="2">経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入</td> </tr> <tr> <td>12 関連法規</td> <td colspan="2">危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質 </td> </tr> <tr> <td>13 荷姿</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>14 排出頻度</td> <td colspan="2"> <p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p> </td> </tr> </table>				1 排出事業者	名称 ○○ 鎌金株式会社	所属 ○〇〇部		所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 ○○ ○○	2 廃棄物の名称	強アルカリ廃液		3 廃棄物の組成・成分情報	主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%	MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5	4 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他()		<p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p>			5 特定有害廃棄物	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害)		6 PRTR対象物質	<p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p>		7 水道水源における消毒副生成物	<p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p>		8 その他含有物質	<p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p>		9 有害特性	<p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p>		10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	<p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p>		11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入		12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質		13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他()		14 排出頻度	<p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p>	
1 作成年月日	20XX年〇月〇日	記入者 ○○ ○○																																																																																													
2 排出事業者の名称等	株式会社〇〇	所属	〇〇工場 〇〇部 〇〇課																																																																																												
3 廃棄物の名称	廃吸着剤																																																																																														
4 廃棄物の発生工程	コークス炉ガスの精製工程 ※コークス炉ガスには主成分(水素、メタン等)のほか、微量成分(硫化水素、タールミスト等)が含まれている。 ※精製工程で、吸着剤(モレキュラーシーブ)により微量成分を除去し、主成分の水素・メタン等は、コークス炉の燃料として再利用される。																																																																																														
5 廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																														
<p>※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) </p>																																																																																															
6 特定有害廃棄物	<p>○:含有 <input type="checkbox"/> アルキル水銀 <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物 <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 <input type="checkbox"/> シクロロタノン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> チオベンゾルブ <input type="checkbox"/> 有機燃焼化合物 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> セレン <input type="checkbox"/> 硫素又はその化合物 <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> ダイオキシン類 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,4-ジオキサン <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン </p> <p>△:含有の可能性あり</p>																																																																																														
7 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																																																																												
<p><input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質</p>																																																																																															
<p><input checked="" type="checkbox"/> その他主要成分</p> <p>吸着剤(モレキュラーシーブ)：95%程度、酸化ナトリウムや酸化アルミニウムを構成元素とした、アルミニケイ酸ナトリウム/カルシウムと粘土鉱物の焼成混合物(合成セオライト) 硫化水素:1%(平均値)、7783-06-4(CAS登録番号) メチルメカブタノ:1%(平均値)、74-93-1(CAS登録番号) タールミスト(コールタール):0.1%(平均値) </p>																																																																																															
<p>記入例3 めっき工業 強アルカリ廃液</p> <p>表 面 ></p> <p>廃棄物データシート(WDS)</p> <p>※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。</p> <p>※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。</p> <p>作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 記入者 ○○ ○○</p> <table border="1"> <tr> <td>1 排出事業者</td> <td>名称 ○○ 鎌金株式会社</td> <td>所属 ○〇〇部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号</td> <td>担当者 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>2 廃棄物の名称</td> <td colspan="2">強アルカリ廃液</td> </tr> <tr> <td>3 廃棄物の組成・成分情報</td> <td>主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%</td> <td>MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5</td> </tr> <tr> <td>4 廃棄物の種類</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>5 特定有害廃棄物</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害) </td> </tr> <tr> <td>6 PRTR対象物質</td> <td colspan="2"> <p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td>7 水道水源における消毒副生成物</td> <td colspan="2"> <p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p> </td> </tr> <tr> <td>8 その他含有物質</td> <td colspan="2"> <p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p> </td> </tr> <tr> <td>9 有害特性</td> <td colspan="2"> <p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p> </td> </tr> <tr> <td>10 廃棄物の物理的性状・化学的性状</td> <td colspan="2"> <p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p> </td> </tr> <tr> <td>11 品質安定性</td> <td colspan="2">経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入</td> </tr> <tr> <td>12 関連法規</td> <td colspan="2">危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質 </td> </tr> <tr> <td>13 荷姿</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>14 排出頻度</td> <td colspan="2"> <p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p> </td> </tr> </table>				1 排出事業者	名称 ○○ 鎌金株式会社	所属 ○〇〇部		所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 ○○ ○○	2 廃棄物の名称	強アルカリ廃液		3 廃棄物の組成・成分情報	主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%	MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5	4 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他()		<p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p>			5 特定有害廃棄物	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害)		6 PRTR対象物質	<p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p>		7 水道水源における消毒副生成物	<p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p>		8 その他含有物質	<p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p>		9 有害特性	<p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p>		10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	<p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p>		11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入		12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質		13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他()		14 排出頻度	<p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p>																																													
1 排出事業者	名称 ○○ 鎌金株式会社	所属 ○〇〇部																																																																																													
	所在地 〒***-***-*** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者 ○○ ○○																																																																																													
2 廃棄物の名称	強アルカリ廃液																																																																																														
3 廃棄物の組成・成分情報	主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40~50% 他 グリセリン 5~10% 水 40~55%	MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2 56-81-5																																																																																													
4 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廉油 <input type="checkbox"/> 廉酸 <input type="checkbox"/> 廉アルカリ <input type="checkbox"/> その他()																																																																																														
<p>・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。</p>																																																																																															
5 特定有害廃棄物	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廉アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廉水銀等 <input type="checkbox"/> 廉油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廉石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廉酸(有害)																																																																																														
6 PRTR対象物質	<p>届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)</p> <p>※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。</p>																																																																																														
7 水道水源における消毒副生成物	<p>ロヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドロジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアリニン(DMAN) <input type="checkbox"/> ドリトリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ドテラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ドジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGu) </p>																																																																																														
8 その他含有物質	<p>()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△</p> <p><input type="checkbox"/> 硫黄 <input type="checkbox"/> 塩素 <input type="checkbox"/> 臭素 <input type="checkbox"/> 炭酸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヨウ素 <input type="checkbox"/> フッ素 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 硝酸 <input type="checkbox"/> 亜鉛 <input type="checkbox"/> ニッケル <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> ホウ素 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () </p>																																																																																														
9 有害特性	<p>(有・無・不明) <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() </p>																																																																																														
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	<p>形状() <input type="checkbox"/> 臭い() <input type="checkbox"/> 色() <input type="checkbox"/> 比重(1.4~1.5) <input type="checkbox"/> pH(12以上) <input type="checkbox"/> 沸点() <input type="checkbox"/> 融点() <input type="checkbox"/> 発熱量() <input type="checkbox"/> 粘度() <input type="checkbox"/> 水分() </p>																																																																																														
11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入																																																																																														
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤(毒劇物)・悪臭 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法指定物質																																																																																														
13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両(パキューム車) <input type="checkbox"/> その他()																																																																																														
14 排出頻度	<p>頻度(スポット・継続予定) () kg・t・m³・本・缶・袋・個 / 年(月) 週・日</p>																																																																																														

8	その他含有物質	(<input checked="" type="checkbox"/>) 硫黄 (<input type="checkbox"/>) 塩素 (<input type="checkbox"/>) 臭素 <input type="checkbox"/> :含有 <input checked="" type="checkbox"/> :非含有 <input type="checkbox"/> :含有の可能性あり	(<input type="checkbox"/>) ヨウ素 (<input type="checkbox"/>) フッ素 (<input type="checkbox"/>) 炭酸 <input type="checkbox"/> :含有 <input type="checkbox"/> :非含有 <input type="checkbox"/> :含有の可能性あり	(<input type="checkbox"/>) 硝酸 (<input type="checkbox"/>) 亜鉛 (<input type="checkbox"/>) ニッケル <input type="checkbox"/> :含有 <input type="checkbox"/> :非含有 <input type="checkbox"/> :含有の可能性あり	(<input type="checkbox"/>) 銅 (<input type="checkbox"/>) アルミ (<input type="checkbox"/>) アンモニア <input type="checkbox"/> :含有 <input type="checkbox"/> :非含有 <input type="checkbox"/> :含有の可能性あり	(<input type="checkbox"/>) ホウ素 (<input type="checkbox"/>) アンチモン (<input type="checkbox"/>) その他 ()		
	水道水源における消毒副生成物	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> メチルアミノエタノール(DMAE)						
	9	前駆物質	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
		生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチラセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミニアセフェノン						
10	有害特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input checked="" type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input checked="" type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定種的臓器毒性: 区分1、目に対する重篤な損傷・眼刺激性: 区分2A)						
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input checked="" type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 強 (臭気種類: <input type="checkbox"/> 腐敗臭(腐ったタマネギ様の臭気)) 色 (<input type="checkbox"/> 褐色) 比重 (<input type="checkbox"/> 0.9) pH (<input type="checkbox"/>) 沸点(<input type="checkbox"/> -60°C) 融点(<input type="checkbox"/> -85°C) 発熱量(<input type="checkbox"/>) 水分(<input type="checkbox"/> %)						
12	品質安定性	経時変化 (<input checked="" type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 (吸着剤自体は通常分解しないが、保管条件等によっては、使用時に吸着された物質の放出等の可能性)						
13	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (<input type="checkbox"/> ドラム缶) <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()						
14	排出頻度	頻度: (<input checked="" type="checkbox"/> スポット) <input type="checkbox"/> 繙続予定)						
	数量	数量: (<input type="checkbox"/> 10) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t ² <input checked="" type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日						
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載						
	保護具	<input checked="" type="checkbox"/> ガスマスク着用 → ガスマスク種類 (<input type="checkbox"/>) 吸収缶種類 (<input type="checkbox"/> 硫化水素用) <input checked="" type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 ()						
	応急処置	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入時 → <input checked="" type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にすむ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 直ちに医師に連絡) <input type="checkbox"/> 皮膚着付時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input checked="" type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 ()						
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 () 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 ()						
	火災時措置	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 → 消火方法 (<input type="checkbox"/> 二酸化炭素、粉末消火剤による消火が望ましい)						
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <p>吸着剤のSDSで、廃棄上の注意として以下の事項が挙げられている。 -廃吸着剤には、使用された工程で吸着された物質が含まれている場合がある。 -吸着能力が残っている場合は、水や空気中の水分などを吸着して発熱することがある。 -水を再吸着した場合や温度によっては、吸着されていた物質が放出されることがある。</p>						
	16	その他の情報	SDS (<input checked="" type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input checked="" type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input checked="" type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → ()					
<変更履歴/内容確認欄>								
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考			

15 特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <input checked="" type="radio"/> (有) <input type="radio"/> (無) <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 <p>アルカリ高濃度のため、水に希釈時の発熱に注意すること</p>
-----------	--

【参考】 その他の情報				
<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル等提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 均一サンプル有) <input type="checkbox"/> 不均一サンプル有 <input type="checkbox"/> サンプルの一部分有 <input type="checkbox"/> サンプル無 <input type="checkbox"/> 写真有) ・産業廃棄物の発生工程等 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。) 				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出者からの事前情報 発生工程: 亜鉛メッキ工場の脱脂工程より排出されたもの 提供資料: サンプル、分析結果 サンプルの状況: 固形物は少ないが、底部にスラッジが10~20%存在している 排出者からの要望: 特になし 				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入時の確認状態 特記事項: 廃棄物の組成がロットによって異なっている 				
<排出事業者及び処理業者内容確認欄>				
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇課 〇〇〇〇〇〇	〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇	〇〇株式会社にて収集運搬
<変更履歴>				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
削除	記入例4 クリーニング 溶剤蒸留残さ汚泥 略
削除	記入例5 化学工業 ばいじん 略
<p>参考資料1 廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要</p> <p><u>排出事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、産業廃棄物か一般廃棄物かを問わず、適正に処理しなければなりません（法第3条第1項）。</u></p> <p><u>さらに、産業廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第11条第1項）。</u></p> <p><u>排出事業者は、この排出事業者責任に基づき、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準、委託基準等を遵守することに加え、実際に産業廃棄物を最終処分まで適正に処理しなければならないという具体的責任も負っています（法第12条等）。</u></p>	<p>参考資料1 廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要</p>
<p>処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（法第3条第1項） ○事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（法第11条第1項） ○事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（産業廃棄物処理基準）に従わなければならない。（法第12条第1項、法第12条の2第1項） ○事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（産業廃棄物保管基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。（法第12条第2項、法第12条の2第2項） ○特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、所 	<p>処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

改訂後（第3版）		改訂前（第2版）	
	<p><u>定の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬ。</u>（法第12条の2第8項、同条第9項）</p>		
多量排出事業者の計画策定義務	<p>○その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。（法第12条第9項、法第12条の2第10項）</p> <p>○多量排出事業者は、当該計画の実施の状況について、都道府県知事に報告しなければならない。（法第12条第10項、法第12条の2第11項）</p>	多量排出事業者の計画策定義務	○その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
委託に当たっての委託基準の遵守	<p>○事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める基準（委託基準）（※）に従わなければならぬ。（法第12条第6項、法第12条の2第6項）</p> <p>なお、他人に処理を委託する場合においても、自らの手で処理する場合と同様、排出事業者に処理責任があることに変わりはなく、排出事業者責任が受託した処理業者に移転したり、排出事業者責任が消滅するという趣旨ではないことに留意する必要がある。</p> <p>※他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は書面により行われなければならない 等</p>	委託に当たっての委託基準の遵守	<p>○事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（※）に従わなければならぬ。</p> <p>※他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は書面により行われなければならない 等</p>
委託した場合の最終処分までの注意義務	<p>○事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置（※）を講ずるように努めなければならない。（法第12条第7項、法第12条の2第7項）</p> <p>※許可業者に対し処理を委託する際に適正な処理料金を負担することや、事業の用に供する施設を実際に確認する、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や廢</p>	委託した場合の最終処分までの注意義務	<p>○事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置（※）を講ずるように努めなければならない。</p> <p>※許可業者に対し処理を委託する場合に適正な処理料金を負担することや、事業の用に供する施設を実地に確認する、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や</p>

改訂後（第3版）		改訂前（第2版）	
	廃棄物の引渡しを中止する 等		廃棄物の引渡しを中止する 等
管理票交付義務	<p>○産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付（電子マニフェストを用いる場合は登録）しなければならない。（法第12条の3第1項、法第12条の5第1項、同条第2項）</p> <p>○前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、環境省令で定める登録困難な場合を除き、電子マニフェストを用いて所定の事項を登録しなければならない。（法第12条の5第1項）</p> <p>○管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない等の場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握とともに、適切な措置（※）を講じなければならない。（法第12条の3第8項、法第12条の5第11項）</p> <p>※不法投棄等の不適正処理が判明した場合は、産業廃棄物の引渡しや処理委託の取りやめ、適正処理を行うための措置、周辺の生活環境を保全するための措置 等</p>	管理票交付義務	<p>○産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。</p> <p>○管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握とともに、適切な措置（※）を講じなければならない。</p> <p>※不法投棄等の不適正処理が行われていれば、産業廃棄物の引渡しや処理の委託をやめたり、適正処理を行うための措置や、周辺の生活環境を保全するための措置 等</p>
委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令	<p>○産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、以下の排出事業者は措置命令の対象となる。（法第19条の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に違反する委託をした排出事業者 ・管理票交付義務違反等、当該産業廃棄物の一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した排出事業者 ・上記事項に直接違反はしていないが、実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難な場合等であつてなおかつ、当該産業廃棄物の処理に關し適正な対価を負担していない等、排出事業責任の責務に照らして支障の除去等の措置を探らせることが適当な排出事業者 等 	委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令	<p>○産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、以下の排出事業者は措置命令の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託規準に違反する委託をした排出事業者 ・管理票交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した排出事業者 ・上記事項に直接違反はしていないが、実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難な場合等であつてなおかつ、当該産業廃棄物の処理に關し適正な対価を負担していないなど、排出事業責任の責務に照らして支障の除去等の措置を探らせることが適当な排出事業者
参考資料2 排出事業者責任に係るチェックリスト			新設

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
<p>略</p> <p>参考資料3 廃棄物処理業における事故（労働災害等）の発生状況</p> <p>（1）業種別にみた労働災害の度数率及び強度率</p> <p>厚生労働省による労働災害動向調査（事業所調査及び総合工事業調査の結果より、業種別の労働災害の度数率及び強度率を整理し下表に示す。度数率は災害発生の頻度、強度率は災害の重さの程度を表す指標であり、それぞれの定義は以下のとおり。）</p> <p>・度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数。</p> <p>度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数) × 1,000,000</p> <p>・強度率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数。</p> <p>強度率 = (延べ労働損失日数 / 延べ実労働時間数) × 1,000</p> <p>廃棄物処理業は、度数率、強度率ともに調査対象業種平均を上回っている。特に、度数率では製造業や建設業を大きく上回り、災害発生の頻度の高い業種となっている。</p> <p>表1 業種別にみた労働災害の度数率の推移</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>表2 業種別にみた労働災害の強度率の推移</p> <p>（2）産業廃棄物処理業における事故事例</p> <p>本ガイドラインの検討過程で収集された産業廃棄物処理業における事故事例を原因物質の有害特性ごとに整理し下表に示す。このうち、事故原因に関する情報が一定程度得られた事例（下表で網掛けを付した事例）については、参考資料</p>	<p>参考資料2 労働災害動向調査等</p> <p>表1 労働災害動向調査（事業所規模100人以上）</p> <p>図1 事故・災害の種類</p> <p>図2 事故・災害の原因</p> <p>（新設）</p>

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
4で事故防止の方策（事故防止に必要・有効と考えられる情報等）を示す。	
<u>表3 産業廃棄物処理業における事故事例</u>	(新設)
(削除)	<u>表2 事故事例1</u> （（公社）全国産業廃棄物連合会提供 1996～1998年データ等）
(削除)	<u>表3 事故事例2</u> （岡泰資委員提供 1970～2000年データ）
(削除)	<u>図3 事故事例</u>
(削除)	<u>図4 主要起因物質</u>
(3) 産業廃棄物処理業における事故事例	(新設)
<u>図1 事故・災害の種類</u>	
<u>図2 事故・災害の原因</u>	(新設)
<u>図3 事故・災害の発生</u> （情報と廃棄物の相違頻度別）	<u>図5 事故・災害の発生</u> （情報と廃棄物の相違頻度別）
<u>図4 情報と廃棄物の相違</u> （全体）	<u>図6 情報と廃棄物の相違</u> （全体）
<u>図5 情報と廃棄物の相違</u> （産業廃棄物と特別管理産業廃棄物）	<u>図7 情報と廃棄物の相違</u> （産業廃棄物と特別管理産業廃棄物）
<p>「<u>処理受託時における廃棄物情報の把握のための調査報告書</u>」（平成17年3月、（公社）全国産業資源循環連合会）によれば、情報と廃棄物が一致しない理由としては、「<u>排出事業者の部署間の連絡が不徹底</u>」（52%）、「<u>関係者（排出事業者と処理業者）との情報交換の不足</u>」（46%）が上位にあげられている。（図</p>	

改訂後（第3版）	改訂前（第2版）
6 参照) 図6 情報と廃棄物が一致しない 参考資料4 事故事例からみた廃棄物を適正処理するために必要な措置 表新設 参考資料5 特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等	(新設) 参考資料3 事故事例からみた廃棄物を適正処理するために必要な措置 【事例1】～【事例5】削除 参考資料4 特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等
表1 特別管理産業廃棄物の種類	表1 特別管理産業廃棄物の種類
種類	内容
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
(2) 廃酸	略
(3) 廃アルカリ	略
(4) 感染性産業廃棄物	略
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	略
PCB汚染物	略
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので基準(廃油:0.5mg/kg以下、廃酸・廃アルカリ:0.03mg/L以下、廃プラスチック類・金属くず:付着又は封入されていないこと、陶磁器くず:付着していないこと、それ以外:0.003mg/L以下)に適合しないもの
廃水銀等	廃水銀等(病院等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)、水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)、水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀)及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの(水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さないものに限る。)
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の規定により指定された汚泥(判定基準省令別表第一で定める基準に適合しないもの)及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二で定める基準に適合しないも
(新設)	(新設)
指定下水汚泥 及びその処理物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの

改訂後（第3版）		改訂前（第2版）	
	の、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は判定基準省令別表第六で定める基準に適合しないもの)		
(削除)	(削除)	鉱さい及び その処理物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
廃石綿等	1.建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材等及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシート等 2.大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿等	廃石綿等	1.建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど 2.大気汚染防止法の、特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
(削除)	(削除)	表2に掲げる産業 廃棄物及びそれらの 処理物	産業廃棄物の種類ごとに政令別表第3に掲げる施設又はその施設を設置する事業場から生じる産業廃棄物で、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に定める基準に適合しないレベルの有害物質を含むもの
重金属等の有害物質を含有した産業廃棄物	・鉱さい(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)別表第一に定める基準に適合しないもの)及び当該鉱さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二に定める基準に適合しないもの、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は、判定基準省令別表第六に定める基準に適合しないもの)(詳細は令第2条の4第5号へのとおり) ・ばいじん又は燃え殻(判定基準省令別表第五で定める基準に適合しないもの)及びこれらを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二で定める基準に適合しないもの、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は判定基準省令別表第六で定める基準に適合しないもの) ・トリクロロエチレン等の廃溶剤及びこれらを処分するために処理したもの(廃油の場合はトリクロロエチレン等の廃溶剤であるもの、廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二に定める基準に適合しないもの、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は判定基準省令別表第六に適合しないもの) ・汚泥(判定基準省令別表第五で定める基準に適合しないもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二で定める基準に適合しないもの、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は判定基準省令別表第六で定める基準に適合しないもの) ・廃酸又は廃アルカリ(規則別表第二で定める基準に適合しないもの)及びこれらを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリの場合は規則別表第二で定める基準に適合し	(新設)	(新設)

改訂後（第3版）		改訂前（第2版）	
	<p>ないもの、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は判定基準省令別表第六で定める基準に適合しないもの）</p> <p>注)鉱さい以外は令別表第三に掲げる施設から排出されたものに限る。</p>		
<u>ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻</u>	<u>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一に掲げる特定施設で生じたもの及びこれらを処分するために処理したものであって、ダイオキシン類の含有量が基準(3ng-TEQ/g以下)を超えるもの</u>	(新設)	(新設)
<u>ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ</u>	<u>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる特定施設を有する工場又は事業場で生じたもの及びこれらを処分するために処理したものであって、ダイオキシン類の含有量が基準(汚泥:3ng-TEQ/g以下、廃酸・廃アルカリ:100pg-TEQ/L以下)を超えるもの</u>	(新設)	(新設)
削除			
<p>表2 特別管理産業廃棄物の判定基準</p> <p>略</p> <p>参考資料6 関連法令に基づく危険・有害物質に係る情報伝達の概要</p> <p>略</p> <p>参考資料7 廃棄物の有害特性に応じた排出方法</p> <p>略</p> <p>参考資料8 事故等事例の提供先等</p> <p>略</p>			
<p>表2 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準等</p> <p>略</p> <p>表3 特別管理産業廃棄物の判定基準</p> <p>略</p> <p>新設</p> <p>参考資料5 廃棄物の有害特性に応じた排出方法</p> <p>略</p> <p>新設</p>			